

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2019年4月1日
(第32期) 至 2020年3月31日

SBテクノロジー株式会社
(旧会社名 ソフトバンク・テクノロジー株式会社)

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第32期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	22
5 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	23
1 【設備投資等の概要】	23
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【自己株式の取得等の状況】	34
3 【配当政策】	36
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	37
第5 【経理の状況】	55
1 【連結財務諸表等】	56
2 【財務諸表等】	96
第6 【提出会社の株式事務の概要】	108
第7 【提出会社の参考情報】	109
1 【提出会社の親会社等の情報】	109
2 【その他の参考情報】	109
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	110

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【事業年度】 第32期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 SBテクノロジー株式会社
(旧会社名 ソフトバンク・テクノロジー株式会社)

【英訳名】 SB Technology Corp.
(旧英訳名 SoftBank Technology Corp.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 阿多 親市

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03(6892)3063

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 清水 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03(6892)3063

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 清水 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	45,163	50,225	49,140	50,430	58,324
経常利益	(百万円)	2,230	2,286	2,399	2,291	3,033
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,405	1,598	1,556	1,386	1,856
包括利益	(百万円)	1,362	1,631	1,627	1,420	1,941
純資産額	(百万円)	11,726	13,015	14,532	15,857	17,617
総資産額	(百万円)	25,974	26,807	26,153	27,492	32,486
1株当たり純資産額	(円)	579.94	638.79	693.64	747.03	813.94
1株当たり当期純利益	(円)	72.37	82.16	79.09	70.23	92.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	71.73	79.80	76.95	68.98	91.53
自己資本比率	(%)	43.1	46.9	52.5	53.9	50.5
自己資本利益率	(%)	13.1	13.5	11.8	9.7	11.9
株価収益率	(倍)	10.36	24.04	23.80	33.97	23.01
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,425	2,168	3,077	2,784	3,329
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△361	△959	△997	△1,092	△1,753
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,128	△751	△548	△567	△477
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	5,616	6,075	7,606	8,728	9,826
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	858 [200]	960 [219]	970 [236]	1,012 [268]	1,068 [318]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第31期の期首から適用しており、第30期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	40,833	45,507	44,157	44,734	52,220
経常利益	(百万円)	1,751	1,623	1,936	1,750	1,960
当期純利益	(百万円)	1,267	1,130	1,580	1,249	1,327
資本金	(百万円)	664	785	885	995	1,176
発行済株式総数	(株)	10,696,900	10,886,900	22,085,600	22,340,600	22,663,200
純資産額	(百万円)	10,920	11,974	13,103	13,959	15,090
総資産額	(百万円)	24,480	25,296	23,939	24,861	29,178
1株当たり純資産額	(円)	560.74	603.36	656.24	695.71	738.44
1株当たり配当額	(円)	30	30	15	20	30
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(10)
1株当たり当期純利益	(円)	65.27	58.13	80.29	63.26	66.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	64.69	56.46	78.11	62.13	65.45
自己資本比率	(%)	44.2	46.9	54.2	55.5	51.0
自己資本利益率	(%)	12.2	10.0	12.7	9.3	9.3
株価収益率	(倍)	11.48	33.98	23.44	37.72	32.18
配当性向	(%)	23.0	25.8	18.7	31.6	45.3
従業員数	(名)	621	706	690	706	757
[外、平均臨時雇用者数]		[163]	[173]	[191]	[222]	[273]
株主総利回り	(%)	130.1	341.3	328.0	417.2	378.7
(比較指標：配当込みTOPIX)		(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価	(円)	1,559	4,350	4,400 □2,315	3,310	2,740
最低株価	(円)	1,092	1,341	3,380 □1,704	1,443	1,625

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第31期の期首から適用しており、第30期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第30期の株価の□印は、株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を示しております。

2 【沿革】

年月	事項
1990年10月	ソフトウェアの試験・評価、海外ソフトウェアの国内への導入などの事業を目的として、ソフトバンク技研㈱を設立(資本金50百万円)。
1991年7月	ネットワーク製品群の企画・開発サポート並びにディーラー、エンドユーザーへのコンサルテーション・教育・サポート事業を目的として、ネットプロ・コンサルティング㈱を設立(資本金50百万円)。
1992年4月	ネットプロ・コンサルティング㈱、「ソフトバンクネットワークセンター㈱」に商号を変更。大阪府大阪市に大阪センター開設(現大阪オフィス)。
1994年4月	ソフトバンクネットワークセンター㈱、福岡県福岡市に福岡センター開設(現福岡オフィス)。
1997年8月	ソフトバンク技研㈱、ソフトバンクネットワークセンター㈱及びエスピーネットワークス㈱と合併(合併による増資後資本金160百万円)。
1999年1月	「ソフトバンク・テクノロジー㈱」に商号を変更。
1999年7月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2000年4月	子会社として、以下3社を設立。 ブロードバンド・テクノロジー㈱(2005年9月 「SBTコンサルティング㈱」に商号変更) [2008年3月 当社が吸収合併] イーシー・アーキテクト㈱ [2009年11月 解散] ソフトバンク・モバイル・テクノロジー㈱ [2008年3月 当社が吸収合併]
2000年10月	ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)が保有していた当社の全株式を現物出資し、ソフトバンク・テクノロジー・ホールディングス㈱が設立されたことに伴い、ソフトバンク・テクノロジー・ホールディングス㈱が直接の親会社となる。
2000年12月	決算期を9月期から3月期に変更。
2001年4月	イー・コスモ㈱(現M-SOLUTIONS㈱)の株式を追加取得し、子会社化。
2002年6月	本社を東京都中央区日本橋箱崎町24番1号から東京都新宿区西五軒町13番1号に移転。
2004年3月	㈱エーアイピーブリッジの株式を取得し、子会社化 [2007年9月 当社が吸収合併]。
2004年6月	ソフトバンク・テクノロジー・ホールディングス㈱がソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)に吸収合併されたことにより、ソフトバンク㈱が直接の親会社となる。
2004年12月	東京証券取引所市場第二部上場。
2005年8月	仮想ネットワーク構築ソフトウェアのマーケティング活動を目的として、三菱マテリアル㈱と共同でセキュアイーサ・マーケティング㈱を設立 [2010年12月 解散]。
2006年3月	東京証券取引所市場第一部指定。
2008年6月	イー・コマース・テクノロジー㈱の株式を追加取得し、子会社化 [2010年4月 当社が吸収合併]。
2008年10月	愛知県名古屋市に名古屋オフィスを新設。
2011年10月	台湾支店を新設。
2012年6月	子会社として亞洲電子商務科技有限公司(香港)を設立。 東京都港区に汐留オフィスを新設。
2012年11月	東京都港区に汐留開発ベースを新設。
2012年12月	子会社としてSOLUTION BUSINESS TECHNOLOGY KOREA Ltd. (韓国)を設立。
2013年6月	フォントワークス㈱の株式を取得し、子会社化。 ㈱環の株式を取得し、子会社化。
2013年11月	福岡県福岡市に福岡開発センターを新設。
2014年2月	本社を東京都新宿区新宿六丁目27番30号に移転。
2014年4月	サイバートラスト㈱の株式を取得し、子会社化。
2014年7月	ミラクル・リナックス㈱の株式を取得し、子会社化。
2015年7月	子会社としてアソラテック㈱を設立。
2016年4月	ソフトバンクグループ㈱が、保有していた当社の全株式をソフトバンクグループジャパン(同)に移管したことに伴い、ソフトバンクグループジャパン(同)が直接の親会社となる。
2016年7月	子会社としてリデン㈱を設立。

年月	事項
2016年12月	東京都港区に汐留開発センターを新設。
2017年4月	宮城県仙台市に仙台開発センターを新設。 ソフトバンクグループジャパン(同)が、ソフトバンクグループインターナショナル(同)(現ソフトバンクグループジャパン(株))に吸収合併されたことに伴い、ソフトバンクグループインターナショナル(同)が直接の親会社となる。
2017年10月	ミラクル・リナックス(株)(吸収合併存続会社)がサイバートラスト(株)(吸収合併消滅会社)を吸収合併の方式により合併し、ミラクル・リナックス(株)の社名を「サイバートラスト(株)」へ変更。
2018年4月	ソフトバンクグループインターナショナル(同)が、保有していた当社の全株式をソフトバンク(株)に現物出資したことに伴い、ソフトバンク(株)が直接の親会社となる。
2018年4月	宮城県仙台市に仙台オフィスを新設。
2019年9月	東京都港区に芝大門開発センターを新設。
2019年10月	「SBテクノロジー(株)」に商号を変更。
2020年3月	愛知県名古屋市に名古屋開発センターを新設。

(注) 提出会社は額面変更のため、1997年8月に合併したため、登記上の設立年月は合併会社(エスピーネットワークス(株))の1963年10月であります。実質上の存続会社である被合併会社ソフトバンク技研(株)の設立年月(1990年10月)をもって表示しております。

3 【事業の内容】

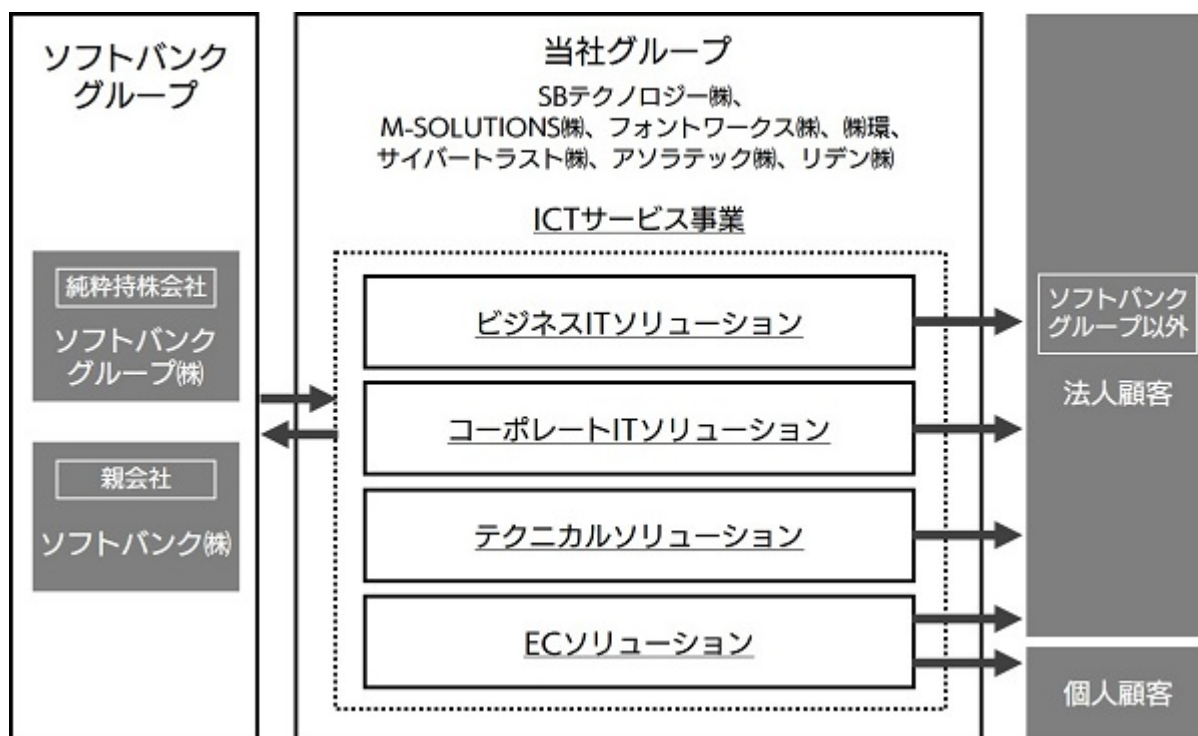
当社グループの連結決算対象会社の総数は13社であり、その内訳は連結子会社が10社、持分法適用会社が3社となっています。

当社グループの報告セグメントは、「ICTサービス事業」の単一セグメントとしており、「ICTサービス事業」を構成する主要なソリューションの内容及び業績については、次のとおりです。

なお、第3次中期経営計画で設定した重点施策の進捗を確認できるよう、改めて当社グループ各社の事業内容とソリューション内容を照らし合わせた結果、前連結会計年度の有価証券報告書の記載から「ソリューション内容」及び「主な事業会社の名称」の項目を変更しています。

ソリューション区分	ソリューション内容	主な事業会社の名称
ビジネスITソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ＜クラウドビジネス／事業部門向け＞ ・コンサルティングサービス ・DXソリューション ・AI・IoTソリューション 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・SBテクノロジー(株) ・サイバートラスト(株) ・リデン(株)
コーポレートITソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ＜クラウドビジネス／全社・管理部門向け＞ ・クラウドインテグレーション ・業務効率化サービス ・クラウドセキュリティサービス ・セキュリティ運用監視サービス ・電子認証ソリューション 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・SBテクノロジー(株) ・サイバートラスト(株) ・M-SOLUTIONS(株) ・(株)環 ・アソラテック(株)
テクニカルソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ・オンプレミスのシステムインテグレーション ・機器販売、構築、運用保守サービス ・Linux/OSS関連製品の販売、組込開発 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・SBテクノロジー(株) ・サイバートラスト(株)
ECソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ・ECサイト運営代行 ・フォントライセンスのEC販売 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・SBテクノロジー(株) ・フォントワークス(株)

当社グループにおける事業の系統図は、以下のとおりであります。矢印はサービス提供の流れです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) ソフトバンクグループ(株)	東京都 港区	238,772	持株会社	—	53.3 (53.3)	・業務受託
ソフトバンクグループジ ャパン(株)	東京都 港区	25	持株会社	—	53.3 (53.3)	なし
ソフトバンク(株)	東京都 港区	204,309	移动通信サービスの 提供、携帯端末の販 売、固定通信サービ スの提供、インター ネット接続サービス の提供	—	53.3	・商品等の販売 ・業務受託 ・通信サービスの購入
(連結子会社) M-SOLUTIONS(株)	東京都 新宿区	100	システムの設計・開 発及び運用サービ ス、モバイルアプリ ケーション・モバイル 動画配信サービスの 提供	100.0	—	・資金の借入 ・システム開発作業の 委託先 ・役員の兼任
フォントワークス(株)	東京都 港区	20	デジタルフォント (書体)の企画・開 発・販売及びソフト ウェアの開発、テク ニカルサービス、 OEM等	100.0	—	・資金の借入 ・業務受託 ・役員の兼任
(株環)	東京都 新宿区	10	ITリテラシー教育支 援、Webマーケティング・ コンサルティング事 業、解析ツール事業	100.0	—	・システム利用者教育 業務の委託先 ・役員の兼任
サイバートラスト(株)	東京都 港区	540	IoT事業、OSS/Linux 事業、認証・セキュリ ティ事業	71.9	—	・業務受託 ・商品の仕入 ・システム開発作業の 受託先 ・役員の兼任
アソラテック(株)	東京都 新宿区	60	農業におけるICTを 活用した課題解決及 び総合的なICTサー ビスの提供	51.0	—	・業務受託 ・役員の兼任
リデン(株)	東京都 新宿区	115	インターネットを利用 した農地情報の利 活用、農業経営支援 サービス等、農業成 長サイクルの活性化 を支援するICTサー ビスの提供	82.6	—	・業務受託
その他4社						
(持分法適用関連会社) 3社						

- (注) 1. 当社の親会社はソフトバンクグループ(株)、ソフトバンクグループジャパン(株)及びソフトバンク(株)です。ソフトバンク(株)は当社株式を直接所有しています。また、ソフトバンクグループ(株)及びソフトバンクグループジャパン(株)はソフトバンク(株)の親会社であり、当社株式を間接的に所有する親会社です。
2. ソフトバンクグループ(株)及びソフトバンク(株)は有価証券報告書の提出会社です。
3. 議決権の被所有割合欄の()内は、間接所有割合で内数となっております。
4. サイバートラスト(株)は、特定子会社に該当します。
5. 上記子会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ICTサービス事業	1,068(318)
合計	1,068(318)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員、契約社員、嘱託、アルバイト社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはICTサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
757(273)	37.4	7.3	6,694,026

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員、契約社員、嘱託、アルバイト社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 他社への出向人員を含んだ当事業年度末の従業員数は788人となっております。
3. 平均勤続年数は被合併会社における在籍期間を通算しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社はICTサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本有価証券報告書の提出日現在における経営方針は以下のとおりです。なお、将来に関する事項は別段の記載のない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 基本方針

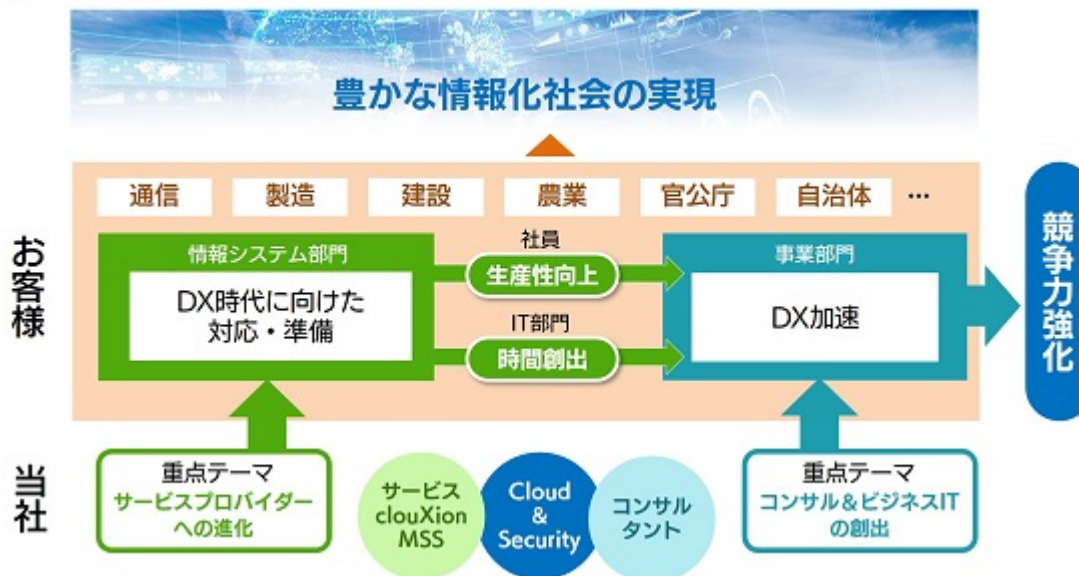
当社グループは「情報革命で人々を幸せに ～技術の力で、未来をつくる～」の企業理念の下、常に最先端のICT技術修得に挑戦し、お客様の業務効率化やコストの削減に留まらず、本業の成長を共にICTサービスで実現していくビジネスパートナーを目指しております。

当社が所属するソフトバンクグループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、企業価値の最大化を図るとともに、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループを目指し、情報・テクノロジー領域において、さまざまな事業に取り組んでいます。当社は、ソフトバンクグループにおけるICTサービス中核会社として国内のソフトバンクグループ企業のITシステムを支援すると共に、ソフトバンクグループ各社とシナジーを発揮しながらお客様が抱えるさまざまな課題をICTサービスで解決することで、豊かな情報化社会の実現に貢献してまいります。

(2) 経営戦略

当社グループは、「大きく成長する」ことを経営方針に掲げております。2014年3月期から2016年3月期を第1次中期経営計画と位置づけ、「クラウド」「セキュリティ」「ビッグデータ」の3つの領域に注力し、事業の拡大を推進しました。2017年3月期から2019年3月期を第2次中期経営計画と位置づけ、クラウド上にセキュリティ対策とビッグデータ解析の付加価値を融合し、お客様に対する付加価値を拡大すると共に、これら注力領域のサービス強化を強化することでストックビジネス拡大のための基盤を構築しました。2020年3月期から2022年3月期までを第3次中期経営計画と位置づけ、「サービスプロバイダーへの進化」と「コンサルティング&ビジネスITの創出」を重点テーマに掲げお客様のビジネスへ貢献することを目指しております。

SBTが目指している方向



当社グループは、2022年3月期において、企業のクラウドファースト戦略を実現するコーポレートITソリューション及びビジネスITソリューションの売上高構成比率を50%までに引き上げると共に、「連結営業利益43億円（2019年3月期を起算にCAGR（年平均成長率）20%成長）」を達成することを経営指標に掲げております。また、2022年3月期における株主資本利益率（ROE）は13%を目標に進めてまいります。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

<経営環境の認識>

当社グループが属するICT関連市場では、日々進化する技術と多種多様なサービスの出現により、その環境が目まぐるしく変化しています。生産性向上のためのクラウド導入及び利活用、テレワークへの対応のためのセキュリティ対策、顧客の戦略的事業領域の強化や競争優位確保のために利用するDXへの投資など、企業における戦略的なIT活用ニーズが高まっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行長期化による世界経済の停滞や株式市場の混乱など、先行き不透明な状況が続いており、企業の設備投資動向を注視する必要があります。政府の緊急経済対策においても、「緊急支援フェーズ」と「V字回復フェーズ」に分かれており、事態の収束状況により経済活動回復に向けた政府の事業投資の実行が遅れる可能性があります。

このような経営環境の下、当社はお客様のニーズを満たし本業の成長に貢献することを通じて、お客様と共に事業成長及び企業価値の向上を目指すべく、2020年3月期より第3次中期経営計画として以下を重点テーマとし、事業を推進しております。

<サービスプロバイダーへの進化>

エンジニアリソースの供給力に依存しない新たな収益基盤の確立を目指し、個別の開発・導入案件で得られたクラウドとセキュリティのノウハウや顧客ニーズのサービス化を推進しております。これまで拡充を行ってきた自社サービスのcloudXionやマネージドセキュリティサービスは、当社のエンジニアによる導入設定作業が必要であり、販売パートナー企業による拡販が難しい仕様となっています。今後は導入作業が発生しないサービスにするためのソフトウェア開発投資を進め、販売パートナー企業との連携も一層強化することにより、より多くのお客様のクラウド導入及びセキュリティ対策支援に取り組んでまいります。

サービスの販売拡大においては、お客様のクラウド導入及びセキュリティ対策のために当社サービスを利用しながらお客様を支援するパートナー企業との販売代理店契約締結を進めており、2022年3月期末には自社サービスのストック売上におけるパートナー販売比率目標を50%としております。

<コンサルティング&ビジネスITの創出>

お客様の本業の成長のためにIoTや先端技術を活用した新しいビジネスの協創に挑戦しております。これに対してはコンサルタントの拡充と不採算案件の抑制が必要です。当社におけるコンサルタントの育成に関しては、ビジネスアナリシスを体系的に身に付けられるBABOK (Business Analysis Body of Knowledge) の知識習得を目指しております。また変化の多いビジネスITやDX領域においては、お客様のビジネスの状況に合わせて柔軟に対応していくことが必要となるため、ウォーターフォール型からスクラム型へ開発手法のシフトにも取り組んでおります。

エンタープライズのお客様に対しては、働き方改革や生産性向上のために取り組んだコーポレートIT領域でのクラウド活用を契機に、リレーションを強化して業界理解を深め、先端技術を利用したエンドユーザー向けのサービス開発などビジネスの協創に取り組んでおります。

官公庁のお客様に対しては、これまで主に農業領域におけるDX支援に注力しており、2020年3月期に農林水産省から電子申請基盤案件を受注しました。当社では、今後益々需要が高まると予想される電子申請への移行を大きな機会と捉え、他の省庁への横展開について検討を進めておりました。2019年12月にデジタルガバメント実行計画が改定されたことから、具体的な案件創出の確度が高まったと判断し、電子申請基盤案件の開発スコープを横展開可能な形に変更しました。今後は、電子申請基盤案件で培った知見を活かして、政府が掲げるデジタルガバメントを実現していくために、他省庁における電子申請基盤案件にも対応していく構えです。

上記の施策を着実に実行していくためには付加価値の源泉である人材の育成と確保が必要であると考え、よりお客様に向き合い成長していくために、2020年4月より機能別組織から事業部制組織へと組織再編を行いました。あわせて権限の見直しも行い、事業部内で迅速な意思決定で事業を推進できる環境や、新たなことへ「挑める環境」を整えました。人材の確保においてはリソースマネジメント部署を設け、開発パートナーとの連携強化をしております。

その他フレックスタイム制やテレワークなどさまざまな施策を実行し、技術の会社らしい「多様な働き方」を実現しております。

2 【事業等のリスク】

当社グループでは、「大きく成長する」ために第3次中期経営計画を掲げており、この戦略の達成可否が当社の経営成績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの戦略の実現において、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりです。当社グループは、これらのリスクを認識した上で、回避の可能性のあるものについては発生の回避に努め、また、リスクが現実化した場合には適切な対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(事業等のリスク整理)

経営戦略への影響度	高	(4)、(5)、(6)	(1)、(2)、(3)
	低	-	(7)、(8)、(9)
		予測可能	予測困難
不確実性の度合い			

(1) 事業環境リスク

当社グループが属する情報サービス業界は、国内外の企業間の激しい競争により急速なスピードで技術革新が進んでおります。事業環境の変化等により顧客のIT投資ニーズが急激に変化する可能性や、技術革新により業界内部での価格基準に大幅な変化が起こる、あるいは当社グループが現在保有する技術・ノウハウ等が陳腐化する可能性があります。当社グループは技術革新のスピードに対処するために、常に新しい技術・ノウハウを組織的に習得し、従業員全体の能力を高め、事業の推進に必要な人材を適切に確保・育成し活用することにより、顧客のニーズに対して的確に対応していく能力を備えること等の方針を採っております。今後、これらの技術革新や顧客ニーズの変化に対し、当社グループが適切かつ迅速に対応できなかった場合には、業務の継続関係や業務委託に関する契約が変更又は解消されること等により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループが企業に提供する各種ソリューション及びサービスは、当該業務の性格上、当社グループの従業員が顧客企業の保有する個人情報や機密情報を知り得る場合があります。また、当社グループ独自のECサイト及び当社グループが運営を代行している契約顧客のECサイトにおいてIT関連商品の販売を行っていることにより、大量の個人情報を蓄積・管理しております。サイバー攻撃や人為的な過失等により、顧客の機密情報や当社が保有する個人情報の漏洩が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償訴訟の提起などにより当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループでは、サイバー攻撃対策の導入やアクセス履歴の取得、早期に異常を検知するための常時監視体制の確立、コンピュータセキュリティインシデントに対応するための専門チームであるCSIRTの設置、業務委託会社を含めたコンプライアンスと情報セキュリティに関する徹底と定期的な教育等による対策を講じています。

(3) 大規模な自然災害・パンデミック等に関するリスク

大震災や大停電、交通遮断など社会インフラが損壊するような緊急事態、新型のインフルエンザやコロナウイルスといったパンデミック等の発生により、当社グループの事業活動及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループのサービスは、主に東京地区でITインフラを利用して顧客にサービスを提供しておりますが、ITインフラを支える基盤が停止した場合(例えば、電源停止、データ通信回線途絶、要員確保困難)、サービスの継続が困難となります。また、パンデミック等により外出が困難になった場合、24時間365日の監視サービスや顧客拠点での物理的な作業を伴うシステム運用や保守業務等の提供が困難となります。

当社グループでは事業継続計画を定め、あらかじめ想定された緊急事態に対処できるよう無停電データセンターの確保、通信回線冗長化、在宅勤務可能な機器設備の用意などを進めており、さらにサービスの重要度にもとづく優先順位を設定し、一部サービスを縮退して継続的に提供する契約形態の採用などの施策を用意しております。しかしながらこのような緊急事態が発生した場合、サービス提供の一部縮小は避けがたく、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム開発リスク

当社グループでは、顧客企業のシステムの設計・構築サービスを提供しており、当サービスにおいては開発作業の前段階において、システムの仕様を顧客との間で決定する必要があります。しかし、実際には開発途中において顧客側の事情等により、当初定めた仕様の変更を余儀なくされる場合があります、そのようなケースでは想定外の開発コストが発生する可能性があります。また、近年の大規模・複雑化したシステムでは、稼働前に十分なテストを行う必要がありますが、顧客から提示された納期が短い場合には、テストが不足していることによって、事前に発見できなかった障害が稼働後に発生し、多大な瑕疵補修コストが発生する可能性があります。当社グループではこのようなリスクに対応するためプロジェクトマネジメント体制を整備し、重要案件については開発作業の進捗状況をモニタリングすることや、アジャイル型スクラム開発(短期間に活動を繰り返しながら段階的に開発する手法)といった新しいシステム開発手法への取り組み等を行っておりますが、このような対策にもかかわらず、上記のような問題が生じた場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ソフトウェア投資リスク

当社グループは、効率的なシステム開発を実現するためのツールや顧客に販売するサービスの拡充を戦略上の重要テーマに掲げており、ソフトウェア投資を行っています。当社グループでは、事業計画の妥当性を十分に検証してソフトウェア開発に着手し、ソフトウェアの完成後も事業計画の進捗状況について確認を行い、必要に応じて事業計画の修正等を行っています。

しかしながら、投資回収の可能性は必ずしも保障されているわけではなく、計画していた投資対効果を得られないまま損失を計上する可能性があります。

(6) 優秀人材の確保・育成に関するリスク

当社グループの事業は人材に大きく依存しており、高い専門性を持った人材を獲得し、維持する必要がありますが、少子高齢化や事業にITを活用して競争力を強化するDXの提唱等により、全産業においてIT人材の獲得競争が激化しています。このような環境の下、当社グループでは、多様な人材が活躍できる風土、人事制度、オフィス環境の整備等を通じて優秀な人材の確保に努めるとともに、資格取得支援、研修制度の体系化等、人材の育成に注力しておりますが、人材の確保・育成が想定通りに進まなかった場合や人材が多数流出した場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 親子上場に関するリスク

当社グループはソフトバンクグループ(株)を中心とした企業集団に属しております。同企業集団の中核会社であり国内通信事業を担うソフトバンク(株)は、当社に与える影響が最も大きいと認められる親会社であり、当連結会計年度末現在、当社の議決権の53.3%を直接に保有しております。

当社は、経営の独立性を保ちながら、親会社のグループ経営に参画し、ソフトバンクグループのブランドその他の経営資源を当社グループ内で有効活用しておりますが、親会社の戦略に変更が生じた場合や将来的に親会社グループとの間で何らかの競合関係が生じた場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、親会社は、当社の株主総会の承認を必要とする事項に関し、普通決議事項について決定権及び拒否権を有し、また特別決議事項について拒否権を含む重大な影響力を有しておりますが、同社による議決権行使が、当社の他の株主の利益と必ずしも一致しない可能性があります。

また、当社に対する親会社の議決権比率は将来にわたって一定であるとは限りません。将来において、親会社による当社株式の保有比率に大きな変動があった場合には、当社株式の流動性及び株価形成、並びに当社グループの事業及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の取引先への依存について

当社グループでは、ECサイトのフロントショップでの販売から商品の受発注、物流、販売管理、決済・回収までのバックオフィス業務をトータルで受託するサービスを提供しておりますが、現状では売上高及び営業利益の大きな割合を特定の取引先に依存しております。当社グループは提供するシステムや独自の管理ノウハウ及び契約によって販売提携関係を維持しており、今後も継続する方針ではありますが、もし、これらの提携企業がバックオフィス業務を自社内で行う、あるいはサービス委託先を変更する場合、仕切り価格の大幅な変更が発生する場合は、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 外部サービスを利用したサービス・インテグレーションのリスク

当社グループが提供するサービスはこれまでのシステム設計・構築サービスに加え、顧客へのシステム監視・運用・保守を実施する「サービスのインテグレーション」が増加しております。このようなサービス・インテグレーションにおきましては、顧客が求める機能の一部をベンダーが提供するクラウドサービスを組み込んで提供するため、外部サービスのサービス品質(機能、情報セキュリティ、サービス継続性)が重要になっております。このため、当社グループでは設計段階から事前に十分な機能審査、与信審査、継続性検査、定期現地調査、ベンダーリレーション強化などによりサービスの品質と継続性を管理しております。

しかしながら、ベンダー各社の戦略変更によるサービス終了やクラウドサービス特有の定期的な機能改善等による突然のサービス仕様変更等により、当社グループ提供のサービスの一部が提供不可能になる可能性や、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当期の経営成績に関する説明

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、経営成績等)の状況の概要は以下のとおりです。

① 財政状態の状況

a. 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末より4,342百万円増加して、24,350百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が2,702百万円増加したことなどによるものです。

b. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末より651百万円増加して、8,135百万円となりました。これは主に、建物(純額)が147百万円増加したことなどによるものです。

c. 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末より3,315百万円増加して、13,528百万円となりました。これは主に、買掛金が2,743百万円増加したことなどによるものです。

d. 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、前連結会計年度末より81百万円減少して、1,340百万円となりました。これは主に、リース債務が82百万円減少したことなどによるものです。

e. 純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末より1,759百万円増加して、17,617百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1,258百万円増加したことなどによるものです。

② 経営成績の状況

	(百万円)			(円)	
	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
2020年3月期	58,324	3,035	3,033	1,856	92.56
2019年3月期	50,430	2,513	2,291	1,386	70.23
増減率	15.7%	20.8%	32.4%	33.8%	31.8%

当連結会計年度の業績につきまして、売上高、限界利益、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高となりました。

売上高は、第3四半期より開始したソフトバンク(株)のIT領域におけるベンダーマネジメント案件が拡大した結果、前期比15.7%増の58,324百万円となりました。

営業利益は、マイクロソフト社のSaaS / PaaSを活用したソリューションが好調に推移し、特にAzureを利用したシステム開発案件が伸長したことから、前期比20.8%増の3,035百万円となりました。

経常利益は、前期に営業外損失が一時的に発生したことから、前期比32.4%増の3,033百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比33.8%増の1,856百万円となりました。

③ ソリューション区分別の概況

当社グループの報告セグメントは、「ICTサービス事業」の単一セグメントとしており、「ICTサービス事業」を構成する主要なソリューションの業績については、次のとおりであります。

ICTサービス事業を構成するソリューション区分、主要なソリューションの内容については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しております。



なお、各ソリューション区分の前期の金額は現在の計上方法に則して算出しています。

・ ビジネスITソリューション

ビジネスITソリューションは、注力業界と定めたグローバル製造業向けのIoTシステム開発案件が大きく伸長しました。また、農林水産省向けの電子申請基盤の開発案件を受託し、売上が拡大しました。一方で、戦略の見直しによりウェブ解析関連ソリューションは縮小しています。

・ コーポレートITソリューション

コーポレートITソリューションでは、マイクロソフト社のSaaS / PaaSを活用したソリューションが好調に推移し、特にAzureを利用したシステム開発案件が伸長しました。セキュリティ対策ソリューションでは、顧客専用のセキュリティ運用監視やセキュリティコンサルティング案件が増加しました。自社サービスのclouXion (クラウドジョーン) においては、「Microsoft Teams」を短期間で導入する「Microsoft Teams 向け簡単導入パック」を新たに追加し、テレワークの需要増加に対応しています。

・ テクニカルソリューション

オンプレミス環境のソリューションを提供するテクニカルソリューションでは、第3四半期より開始したソフトバンク(株)のIT領域におけるベンダーマネジメント案件が拡大し、売上伸長に伴い変動費も増加しました。また、ソフトバンクグループ各社向けの開発案件及び運用サービス案件は堅調に推移しました。

・ ECソリューション

ECソリューションでは、ノートンストアのEC運営代行ビジネスにおいて売上が堅調に推移しました。また、利益率の高いフォントの特需があり限界利益及び限界利益率が向上しました。

(百万円)

		2019年3月期	2020年3月期	増減	増減率
ビジネスIT ソリューション	売上高	3,398	4,518	1,119	32.9%
	限界利益	1,338	1,736	397	29.7%
	利益率	39.4%	38.4%	△1.0ポイント	—
コーポレートIT ソリューション	売上高	13,634	16,403	2,769	20.3%
	限界利益	5,588	6,567	978	17.5%
	利益率	41.0%	40.0%	△1.0ポイント	—
テクニカル ソリューション	売上高	12,403	15,380	2,976	24.0%
	限界利益	4,602	4,960	358	7.8%
	利益率	37.1%	32.3%	△4.9ポイント	—
ECソリューション	売上高	20,993	22,022	1,028	4.9%
	限界利益	2,992	3,198	205	6.9%
	利益率	14.3%	14.5%	0.3ポイント	—
計	売上高	50,430	58,324	7,894	15.7%
	限界利益	14,521	16,461	1,939	13.4%
	利益率	28.8%	28.2%	△0.6ポイント	—

④ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末より1,097百万円増加して9,826百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は3,329百万円となりました。これは、法人税等の支払により1,038百万円の資金使用があったものの、税金等調整前当期純利益が2,974百万円、減価償却費が1,060百万円あったことなどによるものです。

前連結会計年度との比較では、売上債権の増減額で2,194百万円資金回収が減少したものの、仕入債務の増減額で2,739百万円資金使用が減少したことなどにより、得られた資金は545百万円増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は1,753百万円となりました。これは、無形固定資産の取得で935百万円の資金使用があったことなどによるものです。

前連結会計年度との比較では、有形固定資産の取得による支出が347百万円増加、投資有価証券の売却による収入が203百万円減少したことなどにより、使用した資金は660百万円増加しております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は477百万円となりました。これは、株式の発行による収入で215百万円の資金の増加があったものの、配当金の支払で596百万円の資金使用があったことなどによるものです。

前連結会計年度との比較では、配当金の支払が298百万円増加、非支配株主からの払込みによる収入が270百万円減少したものの、自己株式の取得による支出が337百万円減少、長期借入金の返済による支出が295百万円減少したことなどにより、使用した資金は90百万円減少しております。

⑤ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比(%)
ICTサービス事業(百万円)	26,185	128.3
合計(百万円)	26,185	128.3

(注) 金額はサービス売上原価によっており、消費税等は含まれておりません。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比(%)
ICTサービス事業(百万円)	23,301	107.0
合計(百万円)	23,301	107.0

(注) 金額は仕入価額によっており、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
ICTサービス事業(百万円)	61,427	124.4	17,306	121.8
合計(百万円)	61,427	124.4	17,306	121.8

(注) 金額は売上価額によっており、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比(%)
ICTサービス事業(百万円)	58,324	115.7
合計(百万円)	58,324	115.7

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ソフトバンク株	5,272	10.5	9,417	16.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者による経営成績等の状況に関する分析

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しています。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としています。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なり、翌期以降の財務諸表に重要な影響を与えることがあります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

そのうち、特に重要な見積りを伴うと認識している会計方針は、以下の項目であります。

(工事進行基準及び受注損失引当金)

当社グループでは、顧客に対して、システムの設計・構築サービスなどを提供しており、そのうち成果の確実性が認められる部分については、工事進行基準を適用することで、工事進捗度に応じた工事収益及び工事原価を認識しております。

工事進行基準の適用には、その進捗部分について成果の確実性が認められる必要があり、そのためには、工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度、以上3つの要素について、信頼性をもって見積ることが求められます。その中でも、とりわけ工事原価総額については、見積りの要素が強く、また、プロジェクト(工事)の進行に伴い、変動する性格を有しております。

当社は、プロジェクトの現場責任者による工事原価総額の見積りに対して、社内プロジェクト管理部門が、第三者的な視点から異常値の有無を確認する体制を構築、運用することによって、信頼性のある見積りを実施できていると考え、工事進行基準を適用しております。

工事原価総額の見積り(見積総工事原価の算定)は、以下の前提によっております。

- ・顧客に納めるべき成果物の仕様、作業範囲など、当社が負っている役務提供義務の認識が、当社と顧客との間において一致していること
- ・過去に実施した経験のあるプロジェクトにおいては、見積総工事原価の算出は比較的容易であること
- ・実施した経験のない新しい技術要素を含むプロジェクトであっても、現場責任者やプロジェクト管理部門は、IT専門家として、必要に応じて外部パートナーの助力を得るなどして、成果物を完成させるために必要とされる作業工数を、一定程度の信頼性をもって見積ることが可能であること

しかし、実際には、さまざまな理由から、当社と顧客との間において、成果物の仕様、作業範囲の認識に相違が生じ、突発的なアクシデントによって想定外の追加工数が必要になり、さらには、未経験の技術要素の影響を予測しきれず、結果として見積りの修正が必要になるケースもあります。

そのため、決算日以降、見積総工事原価は大きく変動している可能性があり、当該見積りの変更による影響は、変更が行われた期に損益として計上するため、結果的に、翌期以降の財務諸表に重要な影響を与えることがあります。

また、工事進行基準の適用有無を問わず、見積総工事原価が受注金額を上回る場合には、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることが可能なケースであれば、当該超過部分につき、受注損失引当金を計上しております。

従いまして、当期末に計上しております受注損失引当金198百万円についても、工事進行基準と同様に、決算日以降、見積総工事原価の修正が必要になる可能性があり、引当金の過不足が生じることによって、翌期以降の財務諸表に重要な影響を与えることがあります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しております。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析

<ア. 当期におけるICTサービス市場の動向>

当期におけるICT関連市場は、多くの産業・業種において、クラウドを活用したテレワークやリモートワークを前提とした働き方改革の推進や、サイバー攻撃対策の強化に関連する社内向けの旺盛なIT投資を背景として、ICTサービス市場は良好な事業環境であったと考えております。また、AIやIoT等の先端技術を用いた戦略的業務領域の強化や競争優位確保に向けたDX投資が増加基調であり、DX戦略を推進する人材の不足を補うために情報システム部門業務のクラウドサービスへの置き換えやアウトソースのニーズも一層高まりました。一方で、旺盛なIT及びDX投資を背景に、あらゆる企業でシステムエンジニアやセキュリティ専門家の需要が高まっていることから、今後、中長期にわたってIT人材の供給不足が続くと想定しております。

また、2020年1月以降、世界的な新型コロナウイルス感染症によって人々の生活が脅かされる事態となり、世界経済の停滞や株式市場の混乱など先行き不透明な状況となりました。国内においても多くの企業や団体が強制的に在宅勤務をせざるを得ない事態となったことから、短期的には強いテレワーク需要が生まれていると認識しております。

<イ. 重点テーマの進捗>

このような経営環境の下、当社はお客様のニーズを満たし本業の成長に貢献することを通じて、お客様と共に事業成長及び企業価値の向上を目指すべく、2020年3月期より第3次中期経営計画として以下を重点テーマとし、事業を推進しております。

・サービスプロバイダーへの進化

自社サービスであるclouXion及びマネージドセキュリティサービスのラインアップ拡充を進めました。また、販売代理店契約を整備してパートナー企業と契約締結するなど、ビジネスをスケールさせるための準備を着実に進めております。第3次中期経営計画の1年目となる当期においては、自社サービス販売額は前年同期比50.9%増の1,385百万円となり、期末時点における自社サービスのストック売上のパートナー販売比率は21.5%となりました。

・コンサルティング&ビジネスITの創出

グローバル製造業・建設業・農業の分野に注力して協創に取り組んでおります。これらの業界において競争力強化のためのクラウド活用や、お客様のIoTサービスの開発支援、政府全体のデジタルガバメント実現への取り組みが進んでおります。具体的には、グローバル製造業がエンドユーザーに提供するIoTシステム開発への参画や、農林水産省が推進するDXを支える基盤（DXインフラ）の整備の一環である電子申請基盤を受託し開発が進展しております。

<ウ. 経営成績の分析及び経営指標の進捗>

2022年3月期において、企業のクラウドファースト戦略を実現するコーポレートITソリューション及びビジネスITソリューションの売上高構成比率を50%まで引き上げると共に、「連結営業利益43億円（2019年3月期を起算にCAGR（年平均成長率）20%成長）」を達成することを経営指標に掲げております。

コーポレートITソリューションでは、マイクロソフト社のSaaS / PaaSを活用したソリューションが好調に推移し、特にAzureを利用したシステム開発案件が伸長しました。

ビジネスITソリューションでは、注力業界と定めているグローバル製造業向けのIoTシステム開発案件が大きく伸長したほか、農林水産省向けの電子申請基盤の開発案件を受託しました。

テクニカルソリューションでは、第3四半期より開始したソフトバンク株のIT領域におけるベンダーマネジメント案件が拡大しました。

ECソリューションでは、ノートンストアのEC運営代行ビジネスが堅調に推移しました。

これらの結果、注力事業であるコーポレートITソリューション及びビジネスITソリューションの売上高は前期比3,888百万円増の20,921百万円となりました。パートナーセールスが立ち上げ期のためサービス売上の拡大が限定的であったことに加えて、ベンダーマネジメント案件の影響で計画以上にテクニカルソリューションが伸長したことにより、コーポレートITソリューション及びビジネスITソリューションの売上高構成比率は前期比2.1ポイント増の35.9%に留まりました。

営業利益は、コーポレートITソリューション及びビジネスITソリューションの増収効果により、前期比20.8%増の3,035百万円となりました。

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、運転資金面では、顧客からの受託開発案件の長期大型化によって生じる回収と支払のギャップ増大によるものであり、設備投資の面では、独自のクラウドサービスや、セキュリティ監視システムへの開発投資といったものであります。さらには資本提携を目的とした他社株式取得のための資金需要が生じることもあります。

当社グループは、企業体質の強化を図りながら持続的な企業価値の向上を進めるにあたり、前述の資金需要に対応するための資金は、自己資金を中心として進めることを基本方針としております。そのためグループ内の資金効率を向上させるべく、当社は極度借入契約を通じて、資金余剰が生じている子会社から借り入れる一方、資金需要のある子会社に対しては、貸付を行うことがあります。

しかしながら、自己資金で賄えない短期運転資金需要が生じた場合に備えて、予め取引銀行との間で極度貸越契約を締結しております。また、M&Aの実施によって、大規模な投資資金が必要になる場合には、個別に銀行借入により資金調達を行うことがあります。

株主還元については、毎期の連結業績、投資計画、手元資金の状況等を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な配当の実施を行うことが基本方針ではありますが、第3次中期経営計画にて、2022年3月期における株主資本利益率（ROE）13%を目標にしていることを踏まえ、景気動向、金融情勢及び株式市場の状況等の経営環境並びに手元資金の状況などを総合的に勘案しながら、自己株式の取得も検討してまいります。

当連結会計年度末における連結ベースの流動比率は180.0%、現金及び現金同等物の期末残高9,826百万円に対し、有利子負債（リース債務含む）残高は379百万円と、高い流動性及び自己資金での投資余力を維持しておりますが、不測の事態に備えて、取引銀行との良好な関係の維持に努めております。

4 【経営上の重要な契約等】

仕入契約・販売代理店契約

契約会社名	相手先	契約年月日	契約内容	契約期間
SBテクノロジー(株) (当社)	(株)ノートンライフロック	2009年1月12日	同社製品の仕入基本契約	自 2020年1月12日 至 2021年1月11日 (以降1年毎自動更新)

5 【研究開発活動】

当社グループでは、各社の技術部門が顧客のニーズを踏まえた上で、新規サービス等の開発を行っております。ソリューション区分ごとの主な研究開発活動は次のとおりであります。

a. ビジネスITソリューション

近年、戦略的事業領域の強化や競争優位確保のためのDX投資など、企業における戦略的なIT活用ニーズが高まっています。このようなお客様事業の競争力強化をクラウドで支援するための研究開発活動を継続的に行っております。

当連結会計年度において、当社はマーケティングオートメーション（MA）ツールとマイクロソフト社の顧客管理システム（CRM）であるDynamics 365におけるデータの相互活用等に関する研究開発を実施しました。プログラム・スケジューリング等の設計や設定を適切に行えば、Dynamics 365を用いながらマーケターの手作業が発生することなく、マーケティング活動を実施できる手順を確立する等の成果をあげています。

b. コーポレートITソリューション

国内の企業及び官公庁・自治体のIT戦略は、クラウドを前提としたクラウドファーストにシフトしております。当社は生産性向上のためのクラウド導入及び利活用、テレワークに対応するためのセキュリティ対策への研究開発活動に取り組んでいます。

当連結会計年度において、クラウド利活用に向けて当社はマイクロソフト社のコラボレーションツールであるTeamsの共同販売（Co-Sell）に登録するためのタブアプリ形式のアプリケーションの研究開発を実施しました。自社サービスであるclouXionのTeams関連機能で利用するアーキテクチャの開発知見を習得する等の成果をあげています。

以上の研究活動における当連結会計年度における研究開発費は43百万円となりました。

なお、当社グループはICTサービス事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は1,477百万円であります。そのうち主な内容は、子会社であるフォントワークス㈱の本社移転に伴う設備工事や、サイバートラスト㈱における電子証明書関連システムの更新、グループ各社における従業員用PCの購入などです。

なお、当社グループはICTサービス事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

なお、セグメント情報の記載は、ICTサービス事業の単一のセグメントであるため、省略しております。

(1) 提出会社

事業所 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都新宿区)	販売・開発・運用・管理 業務施設	186	399	687	1,272	639
大阪オフィス ほか9事業所	販売・開発・運用業務 施設	134	57	0	192	118

(2) 国内子会社

会社名	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
サイバートラスト㈱ ほか5社	販売・開発・運用・管理 業務施設	411	301	716	1,429	311

(注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「建物」は、建物附属設備及び資産除去債務の合計であります。

3. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設及び改修

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法
当社本社	東京都新宿区	クラウドビジネスのサービス化推進のための開発、サービス提供のための機器の購入	556	自己資金

(注) 1. 上記設備計画による完成後の増加能力については、当社グループの提供するサービスの性質上、測定することが困難でありますので、記載しておりません。

2. 上記設備投資計画の着手及び完了予定年月日に関しては、流動的な要素が大きいため記載しておりません。

3. 上記設備投資予定金額は、本年度の当社計画による金額を記載しており、情勢に応じて見直しております。

4. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 当社グループはICTサービス事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 重要な設備の除却及び売却

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	85,121,600
計	85,121,600

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,663,200	22,663,800	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式、単元株式 数 100株
計	22,663,200	22,663,800	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2016年8月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 73、子会社従業員 4
新株予約権の数(個)※	688 [685]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 137,600 [137,000] (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,045(注) 1、7
新株予約権の行使期間※	自 2018年9月1日 至 2022年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,045 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社は、2017年6月1日に実施した株式分割(1:2)に基づき、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(1)(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記(1)及び(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(4)及び(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

- (7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (8) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (9) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記3の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。
7. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$
また、本新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	2017年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 27
新株予約権の数(個)※	1,090 [1,090]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 109,000 [109,000] (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,804(注) 6
新株予約権の行使期間※	自 2019年9月1日 至 2023年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,804 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が10,000株以上の本新株予約権者が、以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア. 2019年9月1日から2020年8月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の25%まで

イ. 2020年9月1日から2021年8月31日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで

ウ. 2021年9月1日から2022年8月31日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の75%まで

エ. 2022年9月1日から2023年8月31日までは、上記ア、イ及びウに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

(2) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が5,000株以上10,000株未満の本新株予約権者が、以下のア及びイに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア. 2019年9月1日から2020年8月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで

イ. 2020年9月1日から2023年8月31日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

(3) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(4) 上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

(5) 上記(3)及び(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

- (6) 上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
 - (7) 上記(3)及び(6)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
 - (8) 上記(6)及び(7)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
 - (9) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
 - (10) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (11) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社は、本新株予約権者が上記2の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (5) 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	2018年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5、従業員 78、子会社取締役 3、子会社従業員 2
新株予約権の数(個)※	2,105 [2,075]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 210,500 [207,500] (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	2,932(注) 6
新株予約権の行使期間※	自 2020年10月1日 至 2024年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,932 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。
2. 新株予約権の行使の条件
- (1) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が4,000株以上の本新株予約権者が、以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ア. 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の4分の1まで
- イ. 2021年10月1日から2022年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の4分の2まで
- ウ. 2022年10月1日から2023年9月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の4分の3まで
- エ. 2023年10月1日から2024年9月30日までは、上記ア、イ及びウに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて

- (2) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が3,000株以上4,000株未満の本新株予約権者が、以下のア乃至ウに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ア. 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の3分の1まで
 - イ. 2021年10月1日から2022年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の3分の2まで
 - ウ. 2022年10月1日から2024年9月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて
- (3) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が2,000株以上3,000株未満の本新株予約権者が、以下のア及びイに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ア. 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の2分の1まで
 - イ. 2021年10月1日から2024年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて
- (4) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (5) 上記(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(4)及び(5)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (7) 上記(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (8) 上記(4)及び(7)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (9) 上記(7)及び(8)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (10) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
- (11) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (12) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記2の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1	36,800	10,696,900	19	664	19	742
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)1	190,000	10,886,900	120	785	120	862
2017年4月1日～ 2017年5月31日 (注)1	10,100	10,897,000	7	792	7	870
2017年6月1日 (注)2	10,897,000	21,794,000	—	792	—	870
2017年6月1日～ 2018年3月31日 (注)1	291,600	22,085,600	92	885	92	963
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	255,000	22,340,600	110	995	110	1,073
2019年4月1日～ 2019年6月30日 (注)1	160,800	22,501,400	60	1,056	60	1,133
2019年7月18日 (注)3	44,800	22,546,200	53	1,109	53	1,187
2019年7月1日～ 2020年3月31日 (注)1	117,000	22,663,200	66	1,176	66	1,254

- (注) 1. いずれも新株予約権の行使による増加であります。
2. 株式分割(1:2)による増加であります。
3. 譲渡制限付株式報酬として新株式44,800株を発行したため、発行済株式総数が増加しております。
発行価額 2,401円
資本組入額 1,200.5円
割当先 当社取締役(社外取締役を除く)5名
当社従業員 7名
4. 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	18	23	24	129	12	3,956	4,162	—
所有株式数 (単元)	—	38,442	1,377	107,738	17,416	74	61,472	226,519	11,300
所有株式数の割 合(%)	—	16.97	0.61	47.56	7.69	0.03	27.14	100.00	—

- (注) 自己株式2,501,422株は、「個人その他」欄に25,014単元及び「単元未満株式の状況」欄に22株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	10,735,000	53.24
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,924,100	9.54
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	668,100	3.31
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	543,200	2.69
ゴールドマン・サックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	385,692	1.91
石川 憲和	東京都目黒区	240,000	1.19
佐藤 友一	東京都台東区	190,500	0.94
SBテクノロジー従業員持株会	東京都新宿区新宿6-27-30	190,435	0.94
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ト ジェイビーアールディ アイエスジー エフイー-エイシー (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	157,528	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	144,300	0.72
計	—	15,178,855	75.29

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式2,501,422株があります。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の持株数は、信託業務に係るものであります。
3. 日本マスタートラスト信託銀行(株)の持株数は、信託業務に係るものであります。
4. アセットマネジメントOne(株)から、2019年3月25日付(報告義務発生日:2019年3月15日)にて提出された大量保有報告書の変更報告書により、当社が当社株式1,368,800株を保有している旨の開示がなされております。しかし、当社として当事業年度における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 アセットマネジメントOne(株)
住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
保有株券等の数 株式 1,368,800株
株券等保有割合 6.14%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,501,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,150,500	201,505	—
単元未満株式	普通株式 11,300	—	—
発行済株式総数	22,663,200	—	—
総株主の議決権	—	201,505	—

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式22株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SBテクノロジー(株)	東京都新宿区新宿六丁目 27番30号	2,501,400	—	2,501,400	11.04
計	—	2,501,400	—	2,501,400	11.04

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	143	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 単元未満株式の買取り請求による自己株式の取得です。

2. 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	2,501,422	—	2,501,422	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益の還元を重要な経営方針の一つと位置付けており、企業体質の強化を図りながら、持続的な企業価値の向上に努めております。株主の皆様への利益の還元策としては、配当による成果の配分を基本に考え、毎期の連結業績、投資計画、手元資金の状況等を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的に配当を実施する方針です。

当社の剰余金の配当は、期末の年1回を基本方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元機会の充実を図るため、年2回、中間配当及び期末配当を実施する方針に変更し、2020年3月期より中間配当(基準日2019年9月30日)を実施することといたしました。これらの決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

第3次中期経営計画におきましては、2020年3月期を起点にCAGR20%の営業利益成長を最重要経営指標として掲げております。2020年3月期業績予想である営業利益3,000百万円を達成し、今後も継続的な成長が見込まれることから、当事業年度の配当金につきましては、前事業年度と比較して10円増配し、1株当たり30円(中間配当10円+期末配当20円)の普通配当を実施しました。

また、翌事業年度の配当につきましては、当期と同額の1株当たり年間配当金30円の普通配当とし、中間配当金15円、期末配当金15円を予定しております。

内部留保につきましては、今後の経営環境の変化に対応できる経営体質の強化とともに、M&Aや業務提携を前提とした出資等に活用したいと考えております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月29日 取締役会決議	200	10.00
2020年6月26日 定時株主総会決議	403	20.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに ～技術の力で、未来をつくる～」を理念として掲げ、ICTサービス事業を展開しています。株主をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、豊かな情報化社会の実現に貢献することを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指します。そのためには透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを適切に整備することが必要不可欠であり、継続的にコーポレート・ガバナンスの充実を図る所存です。

② 企業統治の体制の概要

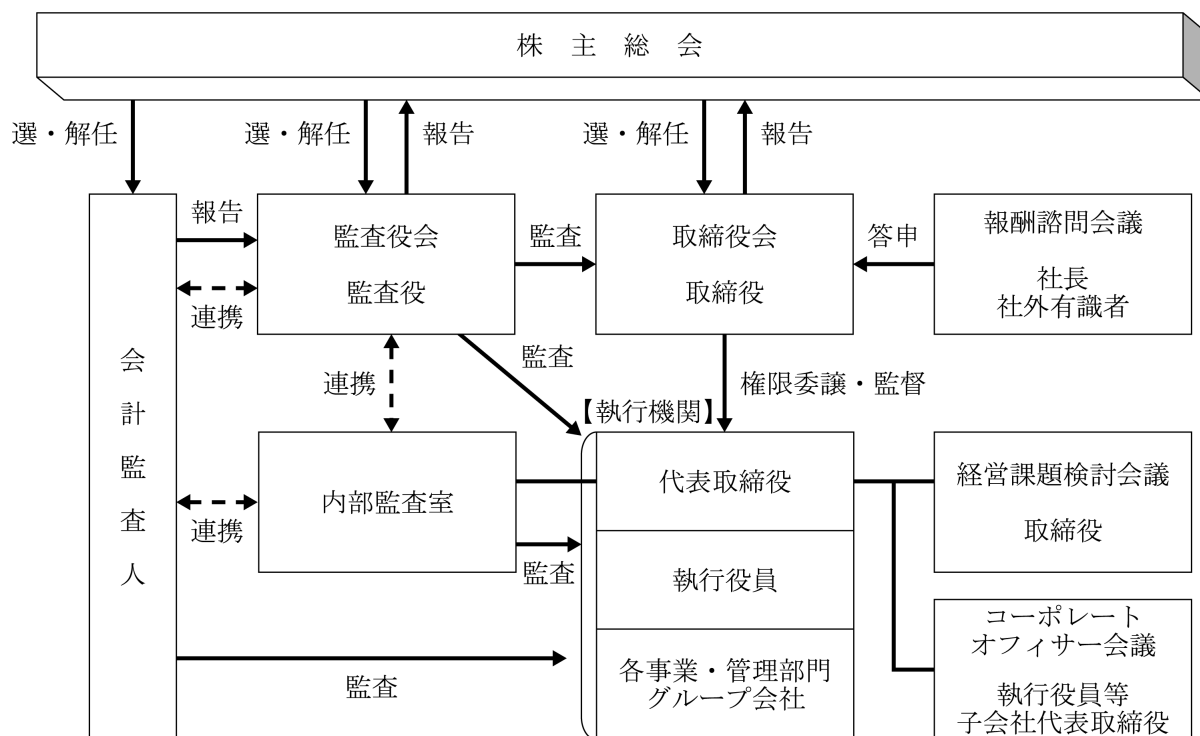
当社は、会社法に基づき取締役会及び監査役会を設置するとともに、執行役員制度を採用しており、現行の経営体制は、取締役8名、執行役員7名(うち取締役兼務者5名)、監査役4名であります(提出日2020年6月29日現在)。当社の取締役は9名以内とすること及び任期は1年とすることを定款で定めております。また、取締役のうち社外取締役は2名、監査役のうち社外監査役は3名であり、それぞれ独立した視点から経営監視を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制において重要な役割を担うものとして、経営課題検討会議とコーポレートオフィサー会議が設置されております。経営課題検討会議は、代表取締役社長を除いた社内取締役で構成され、法令遵守や企業倫理などコンプライアンスの確保とコーポレート・ガバナンス上の問題点、長期的視点での経営課題等が審議されます。コーポレートオフィサー会議は、原則として毎週開催され、執行役員等によって日常の事業活動における課題と事業戦略等が審議されます。また、連結子会社におきましては、当社執行役員等が取締役及び監査役として経営課題等について検討するなど、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスについて理解と徹底を図っております。さらに、報酬諮問会議は社外有識者を含めて構成され、取締役の報酬制度や水準について審議されております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。(◎は議長を示します。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営課題 検討会議	コーポレート オフィサー 会議	報酬諮問会議
代表取締役社長	阿多 親市	◎			◎	◎
取締役	佐藤 光浩	○		◎	○	
取締役	喜多村 晃	○		○	○	
取締役	児玉 崇	○		○	○	
取締役	渡辺 真生	○		○	○	
取締役	金子 公彦	○				
取締役(社外)	鈴木 茂男	○				○
取締役(社外)	宗像 義恵	○				○
常勤監査役(社外)	上野 光正		◎			
監査役(社外)	廣瀬 治彦		○			
監査役(社外)	中野 通明		○			
監査役	内藤 隆志		○			
執行役員等					○(15名)	○(1名)
社外有識者						○(1名)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



③ 企業統治の体制を採用する理由

経営環境の変化や新たな事業領域への進出に対して迅速かつ確な意思決定を行い、それとともに業務執行の監督機能と取締役会における相互牽制機能強化を両立していくために、当社業務に精通した社外取締役2名を選任しております。また、経営に関する機能を分担して、意思決定権限と責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役会には、豊富な職務経験を有する社外監査役が常に出席して、適法性及び妥当性の観点から意見を述べるとともに、監査役会としての意見をまとめて定期的に社長に対して提出しており、経営監視機能を果たしております。

以上により、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能していると判断しております。

④ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備についての基本方針を以下のとおり決議しております。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「役職員コンプライアンス・コード」を基本指針として、取締役・従業員に対するコンプライアンス研修等を通じたコンプライアンス意識の高揚とコンプライアンス関連諸規程に基づく職務の執行を徹底しております。

また、「役職員コンプライアンス・コード」に基づき、反社会的勢力との一切の関わりを拒絶し、これらに対する毅然とした態度と適切な対処を図るため、各種の基本契約書への暴力団等の排除条項の盛り込み等社内的な整備に努めております。

当社は、「SBTグループ内部監査規程」その他社内諸規程に基づき、定期的なモニタリングを実施し、取締役及び従業員の職務の執行に係る法令及び定款の適合性を確保しております。

また、取締役会の諮問機関として社長を除く取締役をメンバーとする経営課題検討会議を設置し、中長期的な経営課題、経営執行の監督、コンプライアンスの確保とコーポレートガバナンス上の問題点等を審議しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録をはじめ、取締役会議事録、監査役会議事録、事業報告及び計算書類等について、法令、定款及び「文書保存管理規程」に基づき、所管部署によって管理しております。

また、取締役の業務執行に係る文書等についても、法令及び「文書保存管理規程」等に基づき、それぞれの所管部署によって保存、管理を行っており、取締役は、従業員に対して、その周知徹底を図っております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社の持続的な発展や役職員等の安全確保を脅かす、外的及び内的なリスクを把握し、それに対応すべく次の対策を講じております。

- ・リスクを適切に認識し、管理するための規程として「危機管理規程」及び「危機管理基本ガイドライン」を策定して管理責任者を任命し、リスクの種類に応じてリスク毎の主管部署を決め、会社のリスク管理体制を整備しております。
- ・リスク管理に関する危機管理委員会を設置し、リスクに関する情報収集、分析、防止策等について継続して検討しております。
- ・重大なリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じます。

また、災害等の危機管理に関しては、安否確認システムの導入等により役職員等の安全確保を図っております。

さらに、情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ対策会議を設置し、情報関連諸規程に基づく情報セキュリティ体制の整備や監査及び教育を実施しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」において取締役会の任務と運営を明確にするとともに、決議・報告すべき事項を明記しております。また、「権限規程」によって、職務権限と意思決定の適正化を図り、効率的な運営体制を確保しております。

また、経営環境の変化への機敏な対応と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。あわせて、経営責任の明確化と意思決定・業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「SBTグループ憲章」を定め、当社グループに共通する行動規範としております。また、グループ会社の自主性を尊重しつつ、円滑な事業運営を図るため、「SBTグループ会社管理規程」を定め、主管部門を設置してグループ経営の一体性と効率化を図るとともに、以下の体制を整備しております。

- ・当社から主要な子会社に役員を派遣し、子会社の取締役会を通じて、子会社の事業状況及び財務の状況を把握しております。また、毎月当社の取締役会で事業内容の報告と重要案件に係る審議が行われております。
- ・「SBTグループコンプライアンス規程」を定め、グループ全体のコンプライアンスを推進するとともに、「フリー・アクセス・ライン」(ホットライン)の適用範囲をグループ会社まで広げ、当社グループにおけるコンプライアンス実効性の確保に努めております。
- ・当社グループ全体のリスク管理の整備・強化に向けて、「SBTグループリスク管理規程」を定めるとともに、必要に応じて子会社に対しても業務監査を実施し、リスクの監視に努めております。

f. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する専属の従業員を配置していませんが、監査役からの求めがあるときは、内部監査室をはじめとする各部門の従業員がその職務を補助します。監査役の職務を補助する従業員は、監査役から指示を受けたときはその指示を優先し、その指示に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

g. 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、業務執行において法令、定款に違反する事実、及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、ただちに報告すること、また、取締役は上記報告義務について、その周知徹底を図ることとしております。

また、当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告することとしております。

さらに、監査役は、内部監査室から監査結果の報告を受け、追加監査や改善策の必要性を認識したときは、その指示を行うことができます。当社及び子会社は、監査役へこれらの報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。

h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしております。

i. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室及び会計監査人から監査結果について報告を受けるとともに、監査の実施にあたっては、連携をとっております。

また、監査役と内部監査室は定期的に連絡会議を開催しており、情報共有やそれぞれの監査実施状況の報告、その他協同監査の実施等に関して緊密なコミュニケーションを図っております。

監査役会は、会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査結果については独自に報告を受けております。

また、監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、監査役会としての勧告や報告を行っております。

j. 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定するとともに、内部統制委員会の設置・統括担当役員の任命等、内部統制を推進するための体制を整えております。

さらに、金融商品取引法等の関連法令への適切な対応を図るため、財務報告に係る情報処理システム等を整備し、財務報告の信頼性の向上に取り組んでおります。

⑤ 責任免除及び責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社と業務執行取締役等でない取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款第29条第2項及び第37条第2項ただし書きに基づき、業務執行取締役等でない取締役については100万円、監査役については100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

これらは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑥ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑦ 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑧ 剰余金の配当(中間配当)の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議(株主総会の特別決議)は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員】の状況

① 役員一覧

男性 12名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
代表取締役社長 最高経営責任者(CEO) 執行役員	阿 多 親 市	1958年9月28日生	1998年1月	マイクロソフト(株)(現日本マイクロソフト(株))常務取締役	(注)3	72.5
			2000年5月	同社代表取締役社長		
			2003年8月	ソフトバンクBB(株)(現ソフトバンク(株))常務取締役		
			2005年6月	ビートラステッド・ジャパン(株)(現サイバートラスト(株))代表取締役社長 兼 CEO		
			2006年4月	ボーダフォン(株)(現ソフトバンク(株))専務執行役 情報システム・CS統括本部長		
			2006年6月	日本テレコム(株)(現ソフトバンク(株))取締役		
			2007年6月	ソフトバンクテレコム(株)(現ソフトバンク(株))専務執行役員 兼 CISO 情報システム・CS統括		
			2007年6月	ソフトバンクBB(株)(現ソフトバンク(株))取締役 専務執行役員 兼 CISO 情報システム・CS統括		
			2010年6月	ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))取締役 専務執行役員 兼 CISO 情報システム・CS統括		
			2012年4月	当社最高経営責任者(CEO)執行役員(現任)		
			2012年6月	当社代表取締役社長(現任)		
			2012年6月	サイバートラスト(株)取締役会長		
			2013年6月	フロントワークス(株)取締役(現任)		
			2014年8月	ミラクル・リナックス(株)取締役		
			2015年7月	アソラテック(株)取締役(現任)		
2016年6月	フロントワークス(株)代表取締役社長					
2017年10月	サイバートラスト(株)代表取締役社長					
2018年4月	サイバートラスト(株)取締役会長					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 副社長執行役員 兼 CSO	佐藤 光浩	1962年9月16日生	<p>1986年4月 アベソフトウェア㈱(現アベイズム㈱)入社</p> <p>1991年1月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)入社</p> <p>1998年8月 当社入社</p> <p>2000年12月 当社執行役員</p> <p>2009年10月 当社執行役員 Webビジネスサービス事業部長</p> <p>2010年6月 当社取締役(現任)</p> <p>2012年5月 M-SOLUTIONS㈱代表取締役社長</p> <p>2012年6月 当社執行役員 兼 CTO 兼 CISO 兼 Research & Business Development 推進本部長</p> <p>2013年6月 フォントワークス㈱取締役(現任)</p> <p>2014年3月 サイバートラスト㈱取締役</p> <p>2015年10月 当社常務執行役員 兼 CSO 兼 技術統括 兼 PMパートナー本部長</p> <p>2016年6月 ミラクル・リナックス㈱取締役</p> <p>2016年12月 ㈱環 代表取締役社長(現任)</p> <p>2018年4月 当社副社長執行役員 兼 CSO 兼 技術統括</p> <p>2019年4月 当社副社長執行役員 兼 CSO(現任)</p> <p>2019年6月 M-SOLUTIONS㈱取締役(現任)</p>	(注)3	27
取締役 上席執行役員 兼 法人公共事業統括	喜多村 晃	1971年5月26日生	<p>1994年4月 日本事務器㈱ 入社</p> <p>2001年11月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社執行役員 Research & Business Development推進本部副本部長</p> <p>2013年7月 ㈱環 取締役(現任)</p> <p>2014年4月 当社執行役員 CISO 管理統括管理本部 副本部長 兼 Research & Business Development推進本部長</p> <p>2015年4月 当社執行役員 技術統括エンタープライズソリューション本部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員 技術統括 IoTプラットフォーム本部長 兼 技術統括エンタープライズソリューション本部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員 技術統括テクニカルソリューション本部長</p> <p>2018年4月 当社上席執行役員 兼 技術副統括 兼 パートナー 兼 PMパートナー本部長</p> <p>2018年6月 当社取締役(現任)</p> <p>2019年4月 当社上席執行役員 兼 技術統括</p> <p>2020年4月 当社上席執行役員 兼 法人公共事業統括(現任)</p>	(注)3	20.5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役上席執行役員兼 CIO 兼 ソリューション& サービス事業統括	児玉 崇	1968年5月20日生	1989年4月 富士通㈱ 入社 1993年2月 日本オラクル㈱ 入社 1996年4月 Oracle Corporation(米国) 出向 2003年6月 ミラクル・リナックス㈱戦略事業推進 室 室長 兼 営業部長 2007年6月 同社カスタマーサービス本部長 2007年12月 Asianux Corporation(中国) 董事 2008年7月 ミラクル・リナックス㈱代表取締役社 長 兼 最高経営責任者 2015年4月 同社取締役会長 2015年4月 当社執行役員 管理統括 Research & Business Development推進本部長 2015年7月 アソラテック㈱代表取締役 2016年4月 当社執行役員 営業統括第3 営業本部 長 2017年4月 当社執行役員 営業統括公共営業本部 長 兼 ソリューション企画本部長 2017年10月 当社執行役員 営業副統括 兼 ソリ ューション企画本部長 2018年4月 当社上席執行役員 兼 営業副統括 兼 ソリューション営業本部長 2018年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社上席執行役員 兼 ソリューション 統括 兼 ソリューションビジネス本部 長 2019年6月 M-SOLUTIONS㈱取締役(現任) 2020年4月 当社上席執行役員 兼 CIO 兼 ソリ ューション&サービス事業統括 (現任)	(注) 3	3.1
取締役 上席執行役員 兼 グループ事業統括	渡辺 真生	1966年1月15日生	1989年4月 日本テレコム㈱ (現ソフトバンク ㈱) 入社 2002年4月 J-フォン㈱ (現ソフトバンク㈱) 転籍 2007年4月 ソフトバンクモバイル㈱ (現ソフトバ ンク㈱) 情報システム本部 顧客シス テム統括部 顧客システム部長 2010年9月 同社情報システム本部 モバイルシス テム統括部長 2014年5月 同社情報システム本部副本部長 2016年4月 ソフトバンク㈱IT統括 グローバルIT プラットフォーム本部長 2017年4月 同社テクノロジーユニット IT統括 IT 本部長 2019年4月 当社出向 2019年7月 当社技術統括 副統括 2020年4月 当社転籍 上席執行役員 兼 グループ事業統括 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	金子 公彦	1965年10月27日生	<p>1988年4月 国際デジタル通信㈱(現ソフトバンク㈱)入社</p> <p>1999年9月 ケーブル・アンド・ワイヤレスIDC㈱(現ソフトバンク㈱)に転籍 同社 Director, Programme Management Asia</p> <p>2005年2月 日本テレコムIDC㈱(現ソフトバンク㈱)に転籍 オペレーション部門オペレーション企画部長</p> <p>2005年7月 日本テレコム㈱(現ソフトバンク㈱)に転籍 技術統括事業管理部担当部長</p> <p>2007年4月 ソフトバンクテレコム㈱(現ソフトバンク㈱) 技術統括 事業管理部担当部長</p> <p>2009年6月 同社技術統括技術管理本部 事業管理部長</p> <p>2012年5月 ソフトバンクモバイル㈱(現ソフトバンク㈱)技術統括移行促進本部移行企画統括部長</p> <p>2013年6月 同社技術第三統括移行促進本部長代行</p> <p>2014年5月 同社営業第三統括移行促進本部長</p> <p>2015年1月 米国Sprint Corporation 出向 Director, Technical Advisor Office</p> <p>2017年1月 ソフトバンク㈱テクノロジーユニット 技術戦略統括技術管理本部副本部長</p> <p>2017年4月 同社テクノロジーユニット技術戦略統括技術管理本部長</p> <p>2018年7月 同社テクノロジーユニットIT&ネットワーク統括IT戦略本部長(現任)</p> <p>2019年6月 当社取締役(現任)</p>	(注) 3	—
取締役	鈴木 茂男	1954年7月29日生	<p>1979年4月 DXアンテナ㈱ 入社</p> <p>1990年9月 ㈱神戸製鋼所 入社 新分野事業本部 情報エレクトロニクス本部</p> <p>1994年1月 コバルコシステム㈱出向 ネットワーク事業本部部長代理</p> <p>2001年1月 ソフトバンク・コマース㈱(現SB C&S ㈱)入社 アリバ事業部執行役員</p> <p>2003年1月 ソフトバンクBB㈱(現SB C&S ㈱) 転籍 流通事業本部副本部長</p> <p>2005年4月 ネクストコム㈱(現三井情報㈱)入社 第六事業本部長</p> <p>2006年6月 同社取締役常務執行役員営業部門統括</p> <p>2012年4月 三井情報㈱ 取締役常務執行役員事業管掌</p> <p>2015年4月 同社取締役 常務執行役員 管掌(ビジネスアライアンス部、商社・不動産営業本部、金融営業本部、通信・産業営業本部、次世代コミュニケーション事業本部)先端技術センター長</p> <p>2016年6月 当社取締役(現任)</p>	(注) 3	—
取締役	宗像 義恵	1958年6月20日生	<p>1981年4月 大日本印刷㈱ 入社</p> <p>1983年12月 インテルジャパン(現インテル㈱)入社</p> <p>1999年2月 同社コミュニケーション製品事業本部長</p> <p>2001年4月 同社社長室長 経営企画・政府渉外担当</p> <p>2004年2月 同社事業開発本部長</p> <p>2009年4月 同社取締役副社長</p> <p>2016年10月 ビーグローブ㈱設立 代表取締役(現任)</p> <p>2017年6月 当社取締役(現任)</p> <p>2018年6月 武蔵精密工業㈱ 社外取締役(現任)</p> <p>2018年11月 ㈱ウフル 社外取締役監査等委員(現任)</p> <p>2018年12月 ㈱日本スウェーデン福祉研究所 社外取締役(現任)</p>	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	上野 光正	1952年11月9日生	1978年10月 昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 1982年1月 公認会計士登録 1985年8月 KPMGアムステルダム事務所 出向駐在 1989年10月 アーンスト・アンド・ヤング サンフランシスコ事務所 出向駐在 2002年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2008年10月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 常務理事 2009年7月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス(株)(現EYトランザクション・アドバイザリー・サービス(株))代表取締役COO 2015年6月 当社常勤監査役(現任) ㈱富士通ビー・エス・シー監査役 2016年2月 特定非営利活動法人 国連UNHCR協会 監事(現任) 2016年6月 ㈱富士通ビー・エス・シー取締役監査等委員 2020年6月 アルヒ(株)監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	廣瀬 治彦	1952年9月2日生	1981年10月 プライスウォーターハウス公認会計士共同事務所 入所 1985年8月 公認会計士登録 1989年9月 米国プライスウォーターハウス アトランタ事務所 監査マネージャー 1994年7月 米国プライスウォーターハウス パートナー 1996年10月 米国プライスウォーターハウス ニューヨーク事務所 日本ビジネス・リーダー 1997年3月 米国公認会計士登録(ジョージア州) 1997年9月 米国公認会計士登録(ニューヨーク州) 2006年9月 あらた監査法人 代表社員 内部統制業務サポート部 部長 2010年7月 あらた監査法人 代表社員 リスク管理コンプライアンス室独立性及びコンプライアンス担当パートナー 2013年4月 国立大学法人広島大学客員教授(現任) 2013年6月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	中野 通明	1957年4月27日生	1982年10月 司法試験合格 1985年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 千代田国際経営法律事務所所属 1990年5月 Cornell Law School、LL.M. Program 卒業 1990年8月 Powell, Goldstein, Frazer & Murphy (現Bryan Cave)所属 1991年4月 Arnall Golden & Gregory所属 1992年12月 岡本・鈴木・高松法律事務所(現隼あすか法律事務所)所属 1994年1月 岡本・鈴木・高松法律事務所パートナー 2002年7月 虎ノ門南法律事務所パートナー(現任) 2014年6月 当社監査役(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	内藤 隆志	1964年5月30日生	1989年4月 日本国際通信㈱ 入社 2005年4月 日本テレコム㈱(現ソフトバンク㈱)財務本部 事業計画部 部長 2005年10月 同社財務本部 経理部 部長 2007年4月 同社財務本部 経理統括部 統括部長 2008年4月 同社財務本部 経理統括部 統括部長兼 内部統制室 室長 2009年4月 ソフトバンクモバイル㈱、ソフトバンクBB㈱、ソフトバンクテレコム㈱(いずれも現ソフトバンク㈱、以下総称して「通信三社」)購買本部 本部長代行 2010年4月 通信三社 購買本部 本部長 2010年7月 ソフトバンクモバイル㈱(現ソフトバンク㈱)財務経理本部 本部長 2010年8月 ㈱ウィルコム(現ソフトバンク㈱)管財人代理 2012年7月 ソフトバンクモバイル㈱(現ソフトバンク㈱)執行役員 財務経理本部 本部長(現任) 2013年7月 ㈱ウィルコム(現ソフトバンク㈱)執行役員 兼 CFO 兼 財務統括 統括担当代行 2014年4月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)経営企画、海外シナジー推進統括 経営企画部 部長補佐 2016年6月 SBプレイヤーズ㈱ 監査役(現任) 2018年3月 ソフトバンク㈱執行役員 財務統括 財務経理本部 本部長 兼 財務統括 上場準備室 執行役員室長 2018年6月 当社監査役(現任) 2019年7月 ソフトバンク㈱執行役員 財務統括 財務経理本部本部長(現任)	(注) 4	—
計					123.1

- (注) 1. 取締役 鈴木茂男氏及び宗像義恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 上野光正氏、廣瀬治彦氏及び中野通明氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営監視と業務執行の分離を促進するため執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役5名を含む7名で構成されております。

② 社外役員の状況

a. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに当社との関係

提出日2020年6月29日現在において、当社の社外取締役は2名、また社外監査役は3名です。社外取締役及び社外監査役の各氏と当社との関係において特に記載すべき事項はありません。

b. 社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、独立した社外取締役等の独立性判断基準を次のとおり定めております。また、取締役会は、そのような独立性を有していることに加え、独立社外取締役に期待される役割・責務を果たしうる人物を候補者として選定するよう努めております。

「社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準」

当社における社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、次のいずれにも該当しないものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者(注2)
2. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)(注4)
4. 最近において(注5)次の(1)から(4)までのいずれかに該当していた者
 - (1) 1、2又は3に掲げる者
 - (2) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (3) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (4) 当社の兄弟会社(注6)の業務執行者
5. 次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者(重要でない者(注7)を除く。)(注8)
 - (1) 1から前4までに掲げる者
 - (2) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む、以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (3) 当社の子会社の業務執行者
 - (4) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (5) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (6) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (7) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (8) 最近において前(2)～(4)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

- (注) 1. 直前の事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいいます。
2. 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。
3. 直前の事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社に行った者をいいます。
4. 直前の事業年度において、10百万円以上の支払いを当社から受けた者をいいます。
5. 最近3年間のいずれかの事業年度をいいます。
6. 当社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。
7. 重要である者の例としては、各社の役員もしくは部長相当以上の管理職又は会計専門家もしくは法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいいます。
8. 二親等以内の親族をいいます。

c. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会その他の会議等において、各監査の結果、財務報告に係る内部統制に係る評価結果、内部通報状況等の報告を受け、必要に応じて意見の表明及び担当取締役、部門長又は監査役等との情報交換又は意見交換を行っております。また、会計監査人の考えや課題等は上記報告を通じて共有されますが、社外取締役が必要と判断した場合には会計監査人と直接情報交換の場を設けるなどして、十分な連携を確保することとしております。

社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、常勤監査役と連携し、「(3)監査の状況」に記載する、内部監査及び会計監査との相互連携や内部統制を所管する部署との関係等を通じて、監査を実施しています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名（社外監査役）、非常勤監査役3名（うち社外監査役2名）の4名で構成されています。各監査役の状況及び当事業年度に開催した監査役会への出席率は以下のとおりです。

氏名	経歴等	当事業年度の 監査役会出席率
常勤監査役(社外) 上野 光正	公認会計士として、財務及び会計分野の相当程度の専門的知見並びに豊富な経験を有しております。	100% (12/12回)
非常勤監査役(社外) 廣瀬 治彦	公認会計士として、財務及び会計分野の相当程度の専門的知見並びに豊富な経験を有しております。	100% (12/12回)
非常勤監査役(社外) 中野 通明	弁護士として、企業法務に関する相当程度の専門的知見及び豊富な経験を有しております。	100% (12/12回)
非常勤監査役 内藤 隆志	ソフトバンクグループ各社における業務執行者としての豊富な経験を通じて財務経理分野及びグループ経営の事業内容に関する高い見識を有しております。	92% (11/12回)

a. 監査役会における主な検討事項

監査役会においては、監査方針や監査計画策定、監査報告書の作成、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、定時株主総会への付議議案内容の監査、業務及び財産の状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について検討しております。

b. 監査役の主な活動状況

監査役は、監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証する等、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っております。

常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、内部監査部門及び会計監査人との情報交換等の実施、主要な事業所の業務及び財産の状況を調査、議事録や決裁書類の閲覧等により日常的に監査をしており、監査役会にて、非常勤監査役に定期的に報告しております。

また、監査役会としては、常勤監査役からの活動報告、代表取締役・社外取締役との意見交換会を実施する等して、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしております。

② 内部監査の状況

a. 内部監査の組織及び手続

当社の社内業務監査を担う内部監査室には2名が所属し、「SBTグループ内部監査規程」に基づき、当社グループ内各部門の業務活動及び諸制度の運用が適正に遂行されているか、また、業務の諸活動の管理が妥当かつ効率よく行われているかを検証・評価し、指導・助言・勧告を行っております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査室は、年度監査計画の立案時に監査役に意見を求めることとしており、またその監査結果は定期的に両者の連絡会議を開催する中で監査役に報告され、必要に応じて共同監査の実施を検討するなど、緊密なコミュニケーションを図っております。また、会計監査人とも、適宜、監査結果の報告や意見交換を行っております。

会計監査人は、四半期決算、通期決算の後、監査結果について監査役会に報告し、意見交換しております。また、監査役は監査計画に基づいて実施した監査について、必要に応じて会計監査人に報告しております。

その他、法務部門や財務経理部門が、これらの監査に必要な協力を適宜行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

1997年以降

c. 業務を執行した公認会計士

小林 弘幸氏

下平 貴史氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等4名、その他5名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、下記f.に記載の、監査役会による監査法人の評価結果を踏まえて、監査品質や独立性を確認し、有限責任監査法人トーマツの再任を判断いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、被監査部門である経営執行部門から報告を受けるほか、監督官庁による検査結果や法人内の品質管理体制などを、監査法人より聴取するのに加えて、監査現場への立会等を通じて、監査品質を維持し、適切な監査が実施できているかを総合的に検討した上で、監査法人の評価を行っております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	38	—	43	4
連結子会社	23	—	35	—
計	61	—	78	4

(当連結会計年度)

提出会社

当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導等です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	2	—	2
連結子会社	—	—	—	—
計	—	2	—	2

(前連結会計年度)

提出会社

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務申告書の作成など、税務関連業務の報酬として2百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

提出会社

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務申告書の作成など、税務関連業務の報酬として2百万円を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、期首に提示された監査計画に基づいて、監査内容を確認し、監査役会との協議の上、過不足なき適正な報酬額を決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の前事業年度における職務執行状況や報酬実績を確認し、当事業年度における監査計画の内容、報酬見積の算出根拠の適正性等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、取締役会が提案した会計監査人の報酬等に対して、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬等の基本方針

当社の役員報酬等は、株主との価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のインセンティブとなる報酬体系とすることを基本方針としております。

b. 報酬等の体系

当社の役員報酬等の体系は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬としての役員賞与及び中長期業績連動報酬としての株式報酬により構成されます。支給対象の役員区分に応じて、具体的な報酬等の構成を、それぞれ以下のとおりとしております。

役員区分	固定報酬	業績連動報酬		趣旨
	基本報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	○	○	○	業務執行を担うことから、短期の業績目標達成及び中長期の企業価値向上を意識付ける報酬構成としております。
社外取締役	○	—	—	独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、基本報酬のみとしております。
監査役	○	—	—	企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、個別の報酬額は監査役の協議により決定されます。

各報酬等に関する決定方針及び決定方法等の説明は以下のとおりです。なお、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関して、役職毎の方針は定めておりません。

<基本報酬(固定報酬)>

現金報酬とし、原則として役位に応じて、各役員が担う役割・責任等を踏まえ、他社水準も考慮の上、決定します。従業員兼務役員については、従業員分給与額も踏まえ、報酬額を決定します。

<役員賞与(短期業績連動報酬)>

現金報酬とし、各期の業績に基づく定量的評価を基礎として、役員毎に定める目標に対する成果等の定性的評価を勘案し、総合的な考慮のもとに、期初に設定した基準額に対して0～100%の範囲で支給額を決定します。

役員賞与に係る業績評価指標は連結営業利益としております。その理由は、本業の成長による利益の最大化により企業価値の最大化を実現することを重視するものであります。2020年3月期における連結営業利益の目標は3,000百万円であり、実績は3,035百万円(達成率101.2%)であります。

当社は、役員賞与と基本報酬との支給割合の決定に関する方針を定めておりませんが、当連結会計年度における取締役の報酬等の総額(従業員兼務役員の従業員分給与・賞与を除きます)に占める役員賞与の割合は29.7%であり、当期を含む最近3連結会計年度においては12.4～29.7%の範囲であります。

<株式報酬(中長期業績連動報酬)>

株主との価値を共有し、株価上昇による意欲や士気を高めることを目的として、中長期的な企業価値(株主価値)と連動し、付与された報酬の経済的利益が実現するまでに一定期間の勤務や業績条件の達成を必要とする株式報酬を付与することとしております。株式報酬の額は、原則として役位と基本報酬に基づき計算された金額を基礎として、その時の株価水準により決定します。

当社は、2012年6月20日開催の第24期定時株主総会決議及び2018年9月26日開催の取締役会決議に基づき取締役に対してストックオプションを付与しておりますが、その詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりです。

また、当社は、2019年6月17日開催の第31期定時株主総会において、譲渡制限付株式を割当てるための報酬制度を導入し、譲渡制限付株式を割当てるための金銭報酬債権に係る報酬額を年額80百万円以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることを決議しました。なお、当該決議に伴い、既に発行済のものを除き、取締役に対するストックオプションを廃止することとし、今後取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな割当ては行わないこととしました。当該譲渡制限付株式に係る報酬制度に基づき、当連結会計年度において、2019年7月3日付の取締役会決議に基づき、付与対象取締役5名に対し、金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより当社が発行する新株式合計28,700株の割当てを受けるための金銭報酬債権を合計68百万円支給しております。

株式報酬については、報酬額の決定にあたり、付与時点における役位と基本報酬に基づき計算された金額が基礎となっておりますが、株式の市場価格の状況を示す指標を用いていること、及び、付与された株式等の価値(役員が得る利益)は、中長期の業績が反映された結果としての株価に連動するという観点から、業績連動報酬と判断しております。その報酬額の算定に関して目標となる指標はないため、目標及び実績は記載しておりません。

当社は、株式報酬と基本報酬との支給割合の決定に関する方針を定めておりませんが、当連結会計年度における取締役の報酬等の総額(従業員兼務役員の従業員分給与・賞与を除きます)に占める株式報酬の割合は15.4%であり、当期を含む最近3連結会計年度においては0.8~15.4%の範囲であります。

<役員報酬等に関する株主総会決議の内容>

取締役に対する報酬等

決議日	報酬等の種類	報酬等の額	対象となる役員の数(人)
2009年6月20日 (第21期定時株主総会)	報酬等(基本報酬及び役員賞与を含む)	年額400百万円以内 (従業員分給与を除く)	8
2012年6月20日 (第24期定時株主総会)	ストックオプションのための報酬等としての新株予約権	年額80百万円以内 (従業員分給与を除く)	8
2019年6月17日 (第31期定時株主総会)	譲渡制限付株式の付与のための報酬債権	年額80百万円以内 (従業員分給与を除く)	6

(注)2019年6月17日開催の第31期定時株主総会の上記決議に伴い、2012年6月20日開催の第24期定時株主総会において決議された取締役に対するストックオプションのための報酬枠を廃止し、今後取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな割当ては行わないこととしております。

監査役に対する報酬等

決議日	報酬等の種類	報酬等の額	対象となる役員の員数(人)
2009年6月20日 (第21期定時株主総会)	報酬等	年額40百万円以内	4

c. 報酬等の決定プロセス

取締役の報酬等は、株主総会が決定する報酬等の額の限度内において、取締役会が決定します。なお、取締役会は、かかる取締役の報酬等の具体的な配分の決定について、「役員報酬規程」に基づき、代表取締役社長の阿多親市に権限を一任しており、同代表取締役社長が、同規程に従い、前記の評価方法に基づく評価を行い、報酬諮問会議の審議を経た上で、適正にこれを決定しております。

また、監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬等の総額の限度内において、監査役の協議により決定しております。

取締役会は、2020年3月期における取締役の報酬等の決定に関し合計2回開催し、報酬等の決定について、また当社取締役等に割り当てる譲渡制限付株式の発行について、審議・決定いたしました。また、報酬諮問会議は、取締役会の諮問機関として、取締役の報酬等について調査、審議、提言を実施しており、2020年3月期における取締役の報酬等の決定に関し合計1回開催し、報酬等の妥当性等について審議を行いました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
		基本報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	185	102	55	28	5
社外役員	32	32	-	-	5

(注) 株式報酬の額は、ストックオプションとして付与した新株予約権及び譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当連結会計年度中の費用計上額であります。

③ 使用人兼務役員の使用人給与

総額(百万円)	使用人兼務役員(名)	内容
34	3	従業員としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を、純投資目的である投資株式として区分し、それ以外の投資株式については、純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な企業価値向上の観点に立ち、業務提携や取引関係の構築・維持・強化等の事業上の必要性及び投資の経済合理性等の検討を十分に行った上で、必要と判断する場合に限って上場株式の政策保有を行います。また、当社は毎年、取締役会において、政策保有の上場株式を銘柄別に継続保有することによる提携関係の強化等といった事業上のメリットに加えて、投資先の直近の業績や当社保有株式の含み損益の状況、株価下落リスク等の要素も中長期的な視点で勘案した上で、継続保有の是非を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	11	506
非上場株式以外の株式	1	20

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
サイジニア(株)	27,156	27,156	同社と当社が有するWebマーケティング分野における技術とノウハウを融合させることで、デジタルマーケティング市場における競争力を高めるべく、提携関係の維持・強化を図るため保有しているが、出資当初想定された新規案件の創出などの提携効果が得られていないため、状況が改善しない場合には、株式市場の動向に注意を払いつつ売却する。	無
	20	24		

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,728	9,826
受取手形及び売掛金	10,011	12,714
商品	36	26
仕掛品	259	757
その他	973	1,026
貸倒引当金	△1	△0
流動資産合計	20,008	24,350
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,220	1,428
減価償却累計額	△635	△697
建物(純額)	584	731
工具、器具及び備品	1,975	2,235
減価償却累計額	△1,339	△1,479
工具、器具及び備品(純額)	636	756
有形固定資産合計	1,220	1,488
無形固定資産		
のれん	710	554
ソフトウェア	1,297	1,397
ソフトウェア仮勘定	461	591
顧客関連資産	399	335
その他	199	170
無形固定資産合計	3,068	3,049
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 717	※1 782
繰延税金資産	818	960
その他	1,658	1,854
投資その他の資産合計	3,194	3,597
固定資産合計	7,484	8,135
資産合計	27,492	32,486

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,515	8,258
1年内返済予定の長期借入金	※2 24	—
リース債務	81	88
未払金	893	1,163
未払法人税等	663	810
前受金	1,505	1,554
賞与引当金	902	1,055
受注損失引当金	41	198
瑕疵補修引当金	0	1
資産除去債務	5	—
その他	580	397
流動負債合計	10,212	13,528
固定負債		
リース債務	373	291
繰延税金負債	87	68
長期前受金	517	495
退職給付に係る負債	43	45
資産除去債務	287	326
その他	112	112
固定負債合計	1,422	1,340
負債合計	11,634	14,869
純資産の部		
株主資本		
資本金	995	1,176
資本剰余金	1,111	1,268
利益剰余金	14,290	15,549
自己株式	△1,568	△1,568
株主資本合計	14,829	16,425
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△12	△17
為替換算調整勘定	3	2
その他の包括利益累計額合計	△8	△14
新株予約権	160	205
非支配株主持分	876	1,000
純資産合計	15,857	17,617
負債純資産合計	27,492	32,486

② 【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	50,430	58,324
売上原価	※1 41,973	※1 48,897
売上総利益	8,457	9,426
販売費及び一般管理費	※2,※3 5,943	※2,※3 6,391
営業利益	2,513	3,035
営業外収益		
受取利息及び配当金	1	1
持分法による投資利益	—	1
保険配当金	5	3
補助金収入	18	2
雑収入	12	10
営業外収益合計	37	19
営業外費用		
支払利息	10	7
持分法による投資損失	234	—
投資事業組合運用損	3	2
為替差損	10	8
雑損失	1	3
営業外費用合計	259	22
経常利益	2,291	3,033
特別利益		
投資有価証券売却益	86	2
新株予約権戻入益	—	5
特別利益合計	86	7
特別損失		
減損損失	※4 55	※4 15
投資有価証券評価損	—	50
事務所移転費用	66	—
特別損失合計	122	66
税金等調整前当期純利益	2,255	2,974
法人税、住民税及び事業税	974	1,185
法人税等調整額	△157	△158
法人税等合計	816	1,027
当期純利益	1,439	1,947
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益	1,386	1,856
非支配株主に帰属する当期純利益	52	91
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△18	△4
為替換算調整勘定	△0	△1
その他の包括利益合計	※5 △18	※5 △6
包括利益	1,420	1,941
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,369	1,850
非支配株主に係る包括利益	51	91

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	885	859	13,200	△1,230	13,714
当期変動額					
新株の発行	110	110	—	—	220
剰余金の配当	—	—	△296	—	△296
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,386	—	1,386
自己株式の取得	—	—	—	△337	△337
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	141	—	—	141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	110	251	1,090	△337	1,114
当期末残高	995	1,111	14,290	△1,568	14,829

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4	4	9	123	686	14,532
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	220
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△296
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	1,386
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△337
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△17	△0	△17	37	190	209
当期変動額合計	△17	△0	△17	37	190	1,324
当期末残高	△12	3	△8	160	876	15,857

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	995	1,111	14,290	△1,568	14,829
当期変動額					
新株の発行	180	180	—	—	361
剰余金の配当	—	—	△597	—	△597
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,856	—	1,856
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△23	—	—	△23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	180	157	1,258	△0	1,596
当期末残高	1,176	1,268	15,549	△1,568	16,425

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△12	3	△8	160	876	15,857
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	361
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△597
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	1,856
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	△23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4	△1	△6	45	124	163
当期変動額合計	△4	△1	△6	45	124	1,759
当期末残高	△17	2	△14	205	1,000	17,617

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,255	2,974
減価償却費	1,027	1,060
減損損失	55	15
のれん償却額	155	155
株式報酬費用	71	115
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	105	152
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	0	2
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	16	157
瑕疵補修引当金の増減額 (△は減少)	△7	0
受取利息及び受取配当金	△1	△1
支払利息	10	7
持分法による投資損益 (△は益)	234	△1
投資事業組合運用損益 (△は益)	3	2
投資有価証券売却損益 (△は益)	△86	△2
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	50
売上債権の増減額 (△は増加)	△507	△2,702
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12	△545
営業債権の増減額 (△は増加)	343	53
仕入債務の増減額 (△は減少)	4	2,743
未払消費税等の増減額 (△は減少)	22	△85
営業債務の増減額 (△は減少)	5	219
その他	5	1
小計	3,702	4,373
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△10	△7
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△909	△1,038
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,784	3,329
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△174	△522
無形固定資産の取得による支出	△904	△935
投資有価証券の取得による支出	△9	△123
投資有価証券の売却による収入	205	2
貸付金の回収による収入	6	6
差入保証金の差入による支出	△245	△228
差入保証金の回収による収入	69	14
その他	△39	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,092	△1,753

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△320	△24
株式の発行による収入	186	215
自己株式の取得による支出	△337	△0
配当金の支払額	△297	△596
リース債務の返済による支出	△79	△81
非支配株主からの払込みによる収入	280	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	△567	△477
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,122	1,097
現金及び現金同等物の期首残高	7,606	8,728
現金及び現金同等物の期末残高	* 8,728	* 9,826

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

会社名

日本RA(株)

Renazon Technology (S) Pte. Ltd.

リネオホールディングス(株)

上記のうちリネオホールディングス(株)は、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、持分法適用の関連会社を含めております。また前連結会計年度に持分法適用の関連会社でありましたジャパンインテグレーション(株)は、当連結会計年度において株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCyber Secure Asia(S)Pte. Ltd.及びCybersecure Tech Inc.の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

a. 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

b. 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(12年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。

④ 瑕疵補修引当金

受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ECサービスにおける収益の計上基準

① ノートストアに代表される他社が保有するライセンスや継続サービスを受ける権利の販売

販売の都度ライセンスキーが発行されるもの 出荷基準

継続サービスの契約更新処理によるもの 更新処理日基準

② フォントビジネスに代表される自社が保有するライセンスや継続サービスを受ける権利の販売

ライセンス期間が定められたもの ライセンス開始日基準

ライセンス期間の定めがないもの カスタマイズ作業が不要なものは出荷基準、必要なものは検収基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の工事

工事完成基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間(5～10年)にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括で償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上、資金の範囲に含めた現金同等物には、取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能な、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実に
ついて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の
充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないた
めに、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増し
たため、当連結会計年度より区分掲記して表示しております。なお、前連結会計年度の「投資事業組合運用損」は
3百万円であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	7百万円	132百万円

※2 財務制限条項

前連結会計年度(2019年3月31日)

借入金のうち、㈱みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高24百万円)には財務制限条項が付されており、下
記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- (1)2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、
前年同期比75%以上に維持すること。
- (2)2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主
に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(連結損益及び包括利益計算書関係)

※1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
41百万円	198百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	1,812百万円	1,904百万円
貸倒引当金繰入額	△0	△1
賞与引当金繰入額	353	385
退職給付費用	83	90
のれん償却額	155	155

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
17百万円	43百万円

※4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類
東京都港区	処分予定資産	ソフトウェア

当社グループは、原則として、報告セグメントを基準としてグルーピングを行っており、連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。また、処分予定資産につきましては、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

処分予定資産は、資産の処分等が決定した資産であり、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、当該資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において特別損失に計上した減損損失(55百万円)の内訳は、ソフトウェアのみであります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類
東京都港区	処分予定資産	ソフトウェア
Singapore		

当社グループは、原則として、報告セグメントを基準としてグルーピングを行っており、連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。また、処分予定資産につきましては、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

処分予定資産は、資産の処分等が決定した資産であり、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、当該資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において特別損失に計上した減損損失(15百万円)の内訳は、ソフトウェアのみであります。

※5 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△26百万円	△7百万円
組替調整額	△0	—
税効果調整前	△26	△7
税効果額	8	2
その他有価証券評価差額金	△18	△4
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△0	△1
その他の包括利益合計	△18	△6

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	22,085,600	255,000	—	22,340,600
合計	22,085,600	255,000	—	22,340,600
自己株式				
普通株式 (注) 2	2,301,242	200,037	—	2,501,279
合計	2,301,242	200,037	—	2,501,279

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加255,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加200,037株は、当社取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加200,000株、単元未満株式の買取請求による増加37株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	157
連結子会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
合計			—	—	—	—	160

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月18日 定時株主総会	普通株式	296	15.00	2018年3月31日	2018年6月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	396	利益剰余金	20.00	2019年3月31日	2019年6月18日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	22,340,600	322,600	—	22,663,200
合計	22,340,600	322,600	—	22,663,200
自己株式				
普通株式 (注) 2	2,501,279	143	—	2,501,422
合計	2,501,279	143	—	2,501,422

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加322,600株は、新株予約権の行使による増加277,800株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加44,800株であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加143株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	202
連結子会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
合計			—	—	—	—	205

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	396	20.00	2019年3月31日	2019年6月18日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	200	10.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	403	利益剰余金	20.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	8,728百万円	9,826百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	8,728	9,826

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

什器、情報機器及びICTサービス事業における情報設備(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	799	1,080
1年超	1,548	1,363
合計	2,347	2,443

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余裕資金については、安全性の高い短期的な預金等により運用しております。

また、短期的な運転資金需要や、業務又は資本提携等を目的とした株式等への投資が発生した場合には、必要な資金を主として銀行借入等によって調達しております。

デリバティブは主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客信用リスクに関しては、社内の販売管理規程に従い請求書単位での入金期日管理及び残高管理を日常的に行うほか、主要な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券は、業務又は資本提携等を目的とした株式、他の組合員との協業関係を促進するための組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。株式、組合出資については、時価や発行体の財務状況が定期的に取り締役に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。買掛金のうち、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が特に大きいものについては、個別に先物為替予約を利用することで、リスクを回避しております。実行にあたっては社内承認手続きを経るとともに、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、株式等への投資や、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金融機関等から定期的に金利情報を入手し、マーケットの変動を把握しております。

営業債務や借入金、リース債務は、毎月資金繰計画を見直す等の方法により、決済、返済時における流動性リスクを回避しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,728	8,728	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※) 受取手形及び売掛金(純額)	10,011 △1 10,009	10,009	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	24	24	—
資産計	18,763	18,763	—
(4) 買掛金	5,515	5,515	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	24	24	—
(6) リース債務(流動)	81	81	—
(7) 未払金	893	893	—
(8) 未払法人税等	663	663	—
(9) リース債務(固定)	373	379	5
負債計	7,551	7,556	5

(※) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	9,826	9,826	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※) 受取手形及び売掛金(純額)	12,714 △0 12,714	12,714	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	20	20	—
資産計	22,560	22,560	—
(4) 買掛金	8,258	8,258	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	—	—	—
(6) リース債務(流動)	88	88	—
(7) 未払金	1,163	1,163	—
(8) 未払法人税等	810	810	—
(9) リース債務(固定)	291	309	18
負債計	10,612	10,631	18

(※) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) リース債務(流動)、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務(固定)

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積っております。

2. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式等	600	675
組合出資金	92	87
合計	693	762

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	8,728	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,997	4	9	0	0	—
合計	18,725	4	9	0	0	—

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	9,826	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	12,689	20	4	—	—	—
合計	22,515	20	4	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	24	—	—	—	—	—
リース債務	81	83	186	17	13	73
合計	105	83	186	17	13	73

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	—	—	—	—	—	—
リース債務	88	187	17	13	8	65
合計	88	187	17	13	8	65

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	24	40	△15
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	24	40	△15
合計		24	40	△15

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 600百万円)及び組合出資金(連結貸借対照表計上額 92百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	20	40	△19
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	20	40	△19
合計		20	40	△19

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 675百万円)及び組合出資金(連結貸借対照表計上額 87百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	205	86	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	205	86	—

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	2	2	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	2	2	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

非上場株式について50百万円の減損処理を行っております。

なお、時価のある有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合に、回復可能性がある場合を除き減損処理を行い、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合に、回復可能性がある場合を除き減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は退職一時金制度を設けております。なお、一部の連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、231百万円であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	42百万円
退職給付費用	6
退職給付の支払額	△6
退職給付に係る負債の期末残高	43

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	43百万円
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債と資産の純額	43
退職給付に係る負債	43
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債と資産の純額	43

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 6百万円

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は退職一時金制度を設けております。なお、一部の連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、243百万円であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	43百万円
退職給付費用	6
退職給付の支払額	△3
退職給付に係る負債の期末残高	45

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	45百万円
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債と資産の純額	45
退職給付に係る負債	45
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債と資産の純額	45

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	6百万円
----------------	------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	71	115

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年度第1回新株予約権	2013年度第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 391名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 16名	当社取締役 1名 当社従業員 29名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,113,200株 (注)2	普通株式 304,000株 (注)2
付与日	2013年7月31日	2013年12月12日
権利確定条件	付与日(2013年7月31日)から権利確定日(①業績条件の達成状況により2014年7月1日、2015年7月1日、2016年7月1日のいずれか)まで継続して勤務していること。 ①2014年3月期から2016年3月期までのいずれかの期の営業利益が (a) 営業利益が23億円を超過した場合 行使可能割合：50% (b) 営業利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：50% ②(a)又は(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2016年3月期のいずれかの期の営業利益が10億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。	付与日(2013年12月12日)から権利確定日(2015年12月1日から2018年12月1日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。 ただし、 A. 2015年12月1日 付与数の4分の1の数について権利確定 B. 2016年12月1日 付与数の4分の1の数について権利確定 C. 2017年12月1日 付与数の4分の1の数について権利確定 D. 2018年12月1日 付与数の4分の1の数について権利確定
対象勤務期間	付与日(2013年7月31日)から権利確定日(①業績条件の達成状況により2014年7月1日、2015年7月1日、2016年7月1日のいずれか)	A. 付与数の4分の1 2013年12月12日～2015年12月1日 B. 付与数の4分の1 2013年12月12日～2016年12月1日 C. 付与数の4分の1 2013年12月12日～2017年12月1日 D. 付与数の4分の1 2013年12月12日～2018年12月1日
権利行使期間	自2014年7月1日 至2019年6月30日	自2015年12月1日 至2019年11月30日

	2016年度第1回新株予約権	2016年度第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 24名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 10名	当社従業員 73名 当社子会社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 544,000株 (注)2	普通株式 261,000株 (注)2
付与日	2016年9月8日	2016年9月8日
権利確定条件	2018年3月期から2020年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が33億円を超過した場合に限り、当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の満了日まで、本新株予約権の全部を行使することができる。	本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
対象勤務期間	定められていない	付与日(2016年9月8日)から権利確定日(2018年9月1日)
権利行使期間	自2018年7月1日 至2022年6月30日	自2018年9月1日 至2022年8月31日

	2017年度第1回新株予約権	2018年度第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 27名	当社取締役 5名 当社従業員 78名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 127,000株	普通株式 224,000株
付与日	2017年9月7日	2018年10月11日
権利確定条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。	本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
対象勤務期間	<p>割当を受けた新株予約権の付与株式数が10,000株以上</p> <p>A. 付与数の4分の1 2017年9月7日～2019年9月1日</p> <p>B. 付与数の4分の1 2017年9月7日～2020年9月1日</p> <p>C. 付与数の4分の1 2017年9月7日～2021年9月1日</p> <p>D. 付与数の4分の1 2017年9月7日～2022年9月1日</p> <p>割当を受けた新株予約権の付与株式数が5,000株以上10,000株未満</p> <p>A. 付与数の4分の2 2017年9月7日～2019年9月1日</p> <p>B. 付与数の4分の2 2017年9月7日～2020年9月1日</p> <p>割当を受けた新株予約権の付与株式数が5,000株未満</p> <p>2017年9月7日～2019年9月1日</p>	<p>割当を受けた新株予約権の付与株式数が4,000株以上</p> <p>A. 付与数の4分の1 2018年10月11日～2020年10月1日</p> <p>B. 付与数の4分の1 2018年10月11日～2021年10月1日</p> <p>C. 付与数の4分の1 2018年10月11日～2022年10月1日</p> <p>D. 付与数の4分の1 2018年10月11日～2023年10月1日</p> <p>割当を受けた新株予約権の付与株式数が3,000株以上4,000株未満</p> <p>A. 付与数の3分の1 2018年10月11日～2020年10月1日</p> <p>B. 付与数の3分の1 2018年10月11日～2021年10月1日</p> <p>C. 付与数の3分の1 2018年10月11日～2022年10月1日</p> <p>割当を受けた新株予約権の付与株式数が2,000株以上3,000株未満</p> <p>A. 付与数の2分の1 2018年10月11日～2020年10月1日</p> <p>B. 付与数の2分の1 2018年10月11日～2021年10月1日</p> <p>割当を受けた新株予約権の付与株式数が2,000株未満</p> <p>2018年10月11日～2020年10月1日</p>
権利行使期間	自2019年9月1日 至2023年8月31日	自2020年10月1日 至2024年9月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

3. 2017年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2013年度第1回新株予約権(注)	2013年度第2回新株予約権(注)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	150,400	119,800
権利確定	—	—
権利行使	134,800	119,800
失効	15,600	—
未行使残	—	—

	2016年度第1回新株予約権(注)	2016年度第2回新株予約権(注)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	544,000	—
付与	—	—
失効	544,000	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	160,800
権利確定	—	—
権利行使	—	23,200
失効	—	—
未行使残	—	137,600

	2017年度第1回新株予約権	2018年度第1回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	114,000	216,500
付与	—	—
失効	5,000	6,000
権利確定	66,500	—
未確定残	42,500	210,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	66,500	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	66,500	—

(注) 2017年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		2013年度第1回新株予約権(注)	2013年度第2回新株予約権(注)
権利行使価格	(円)	667	847
行使時平均株価	(円)	2,356	2,099

		2016年度第1回新株予約権(注)	2016年度第2回新株予約権(注)
権利行使価格	(円)	1,040	1,045
行使時平均株価	(円)	—	2,139

		2017年度第1回新株予約権	2018年度第1回新株予約権
権利行使価格	(円)	1,804	2,932
行使時平均株価	(円)	—	—

(注) 2017年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	57百万円	67百万円
未払事業所税	6	7
賞与引当金	251	295
受注損失引当金	15	64
未払社会保険料	34	36
未払家賃	59	55
資産除去債務	89	100
子会社繰越欠損金	30	42
投資有価証券評価損	179	193
減価償却超過額	172	215
その他有価証券評価差額金	5	7
退職給付に係る負債	14	15
その他	80	62
繰延税金資産小計	999	1,164
評価性引当額	△90	△109
繰延税金資産合計	909	1,054
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△41	△47
顧客関連資産	△136	△115
繰延税金負債合計	△178	△163
繰延税金資産純額	731	891

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
のれん償却額	2.1	1.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
住民税均等割	0.6	0.7
役員賞与損金不算入額	0.5	0.7
特別税額控除	—	△1.7
連結子会社の適用税率差異	1.0	1.1
株式報酬費用	1.0	0.9
評価性引当額の増減	1.0	0.6
その他	△1.0	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.2	34.5

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13年と見積り、割引率は0.040%~0.935%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	307百万円	292百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	37	36
時の経過による調整額	2	2
資産除去債務の履行による減少額	△55	△5
期末残高	292	326

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ICTサービス事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク㈱	5,272	ICTサービス事業

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク(株)	9,417	ICTサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、ICTサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ICTサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
親会社	ソフトバンク㈱	東京都港区	204,309	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	(被所有) 54.1

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託、通信サービスの購入	商品の販売及びシステム開発・技術支援等	5,272	売掛金	1,911

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
親会社	ソフトバンク㈱	東京都港区	204,309	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	(被所有) 53.3

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託、通信サービスの購入	商品の販売及びシステム開発・技術支援等	9,417	売掛金	3,830

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	SBペイメントサ ービス(株)	東京都港区	6,075	決済サービス、カードサービス、 送金サービス等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	957	売掛金	109
	エンドユーザーへの販売に 関する決済代行業務の委託	(注) 4	売掛金	1,762

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	SB C&S(株)	東京都港区	500	IT関連製品の製造・流通・販売、 IT関連サービスの提供	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の仕入・販売、業 務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	2,717	売掛金	665
	商品等仕入	3,154	買掛金	629
	役務提供案件の資材等購入	433		

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	ヤフー(株) (注) 3	東京都千代田 区	8,939	インターネット上の広告事業、 イーコマース事業、会員サービ ス事業等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	1,896	売掛金	355

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	SBペイメントサ ービス(株)	東京都港区	6,075	決済サービス、カード・ポイン トサービス、集金代行サービス、 送金サービス、上記に付随する コンサルティングサービス	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	883	売掛金	87
	エンドユーザーへの販売に 関する決済代行業務の委託	(注) 4	売掛金	1,819

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	SB C&S(株)	東京都港区	500	IT関連製品の製造・流通・販売、 IT関連サービスの提供	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の仕入・販売、業 務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	3,528	売掛金	787
	商品等仕入	3,728	買掛金	1,708
	役務提供案件の資材等購入	795		

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	ヤフー(株) (注) 3	東京都千代田 区	199,250	イーコマース事業、会員サービ ス事業、インターネット上の広 告事業等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	968	売掛金	356

- (注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 商品等の販売及び仕入並びに通信サービスの購入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により一般取引条件と同様に決定しております。
3. 2019年10月1日付で、ヤフー(株)の商号をZホールディングス(株)に変更しております。
2019年10月1日付で、Zホールディングス(株) (旧ヤフー(株))傘下の子会社である紀尾井町分割準備(株)が「Yahoo! JAPAN事業」を吸収分割の方法で継承し、ヤフー(株)(非上場)に商号変更しております。したがって、取引金額は2019年10月1日から2020年3月31日までの金額を記載しております。
4. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	阿多 親市	被所有 直接 0.4%	当社 代表取締役社長	第三者割当の 方法による株 式発行(注)1	30百万円 (12,500株)	—	—
役員	佐藤 光浩	被所有 直接 0.1%	当社 取締役	第三者割当の 方法による株 式発行(注)1	13百万円 (5,600株)	—	—
				新株予約権 (ストックオ プション)の 行使(注)2	4百万円 (6,400株)	—	—
役員	後藤 行正	被所有 直接 0.1%	当社 取締役	第三者割当の 方法による株 式発行(注)1	10百万円 (4,400株)	—	—
				新株予約権 (ストックオ プション)の 行使(注)2	4百万円 (6,400株)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 2019年7月3日開催の取締役会の決議に基づき付与された譲渡制限付株式の当事業年度における新株発行を記載しております。なお、「取引金額」欄は、譲渡制限付株式の付与株式数に発行価額を乗じた金額を記載しております。

2. 2013年5月20日開催の取締役会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、新株予約権の権利行使による付与株式数に1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ(株)(東京証券取引所に上場)

ソフトバンクグループジャパン(株)(非上場)

ソフトバンク(株)(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	747.03円	813.94円
1株当たり当期純利益	70.23円	92.56円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	68.98円	91.53円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,386	1,856
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,386	1,856
期中平均株式数(株)	19,746,843	20,054,168
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	357,676	226,196
(うち新株予約権(株))	(357,676)	(226,196)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	(新株予約権) 2016年8月24日 取締役会決議 普通株式 544,000株 2017年8月23日 取締役会決議 普通株式 42,500株 2018年9月26日 取締役会決議 普通株式 216,500株	(新株予約権) 2018年9月26日 取締役会決議 普通株式 210,500株 潜在株式の概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

(重要な後発事象)

(株式取得による会社の買収)

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において、㈱電縁の発行済株式の全部を取得して、㈱電縁及びその完全子会社であるアイ・オーシステムインテグレーション㈱を子会社化することについて決議し、2020年6月30日付で株式譲渡契約を締結、2020年7月10日に当該株式を取得する予定です。

1. 株式取得の目的

当社グループは、「大きく成長する」ことを経営方針に掲げております。2020年3月期から2022年3月期までを第3次中期経営計画と位置づけ、「サービスプロバイダーへの進化」と「コンサルティング&ビジネスITの創出」を重点テーマに掲げ、お客様のビジネスへ貢献することを目指しております。

㈱電縁は、創業以来、通信、自治体などを中心に各種システム開発を手掛けており、それらの業界における知見や技術力に強みを有しております。両社が強みとする通信業や自治体においては、今後、5Gやデジタルガバメントの領域でクラウドやIoTといった先端技術を活用した開発需要が高まっていくと想定しており、㈱電縁の子会社化により、拡大するニーズへの対応力強化が図られると考えております。

2. 株式取得の相手会社の名称

㈱クラウドワークス

3. 買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

(1) 社名	㈱電縁
所在地	東京都品川区西五反田1-21-8
代表者の氏名	代表取締役社長 加藤 俊男
主な事業の内容	システムコンサルティングサービス、システムインテグレーション、パッケージソフトウェアの提供
2019年9月期の経営成績及び財政状態	資本金 35百万円 純資産 329百万円 総資産 1,306百万円 売上高 2,416百万円 営業利益 65百万円
(2) 社名	アイ・オーシステムインテグレーション㈱
所在地	群馬県前橋市元総社町1-2-3
代表者の氏名	代表取締役社長 関口 雅之
主な事業の内容	生産管理・管理給与ERP パッケージの導入、社内システム構築及び運用
2019年9月期の経営成績及び財政状態	資本金 14百万円 純資産 277百万円 総資産 438百万円 売上高 637百万円 営業利益 48百万円

4. 株式取得の時期

2020年7月10日(予定)

5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

(1) ㈱電縁

異動前の所有株式数 なし

取得株式数 普通株式700株

取得対価：1,330百万円

取得後の持分比率 100%

(2) アイ・オーシステムインテグレーション㈱

異動前の所有株式数 なし

取得株式数 普通株式225株

取得対価 ㈱電縁の100%子会社のため省略

取得後の持分比率 100%

6. 支払資金の調達方法

銀行借入

⑤ 【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	24	—	1.1	—
1年以内に返済予定のリース債務	81	88	4.3	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	373	291	4.3	2021年～2036年
合計	479	379	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	187	17	13	8

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12,969	26,841	40,916	58,324
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	545	1,327	2,150	2,974
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利(百万円) 益	330	799	1,326	1,856
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	16.62	40.05	66.26	92.56

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益 (円)	16.62	23.40	26.18	26.28

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,769	6,335
受取手形	141	48
売掛金	※1 8,902	※1 11,744
商品	32	22
仕掛品	255	748
前払費用	735	787
未収入金	※1 14	※1 8
その他	※1 56	※1 112
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	15,908	19,806
固定資産		
有形固定資産		
建物	310	320
工具、器具及び備品	477	457
有形固定資産合計	788	777
無形固定資産		
ソフトウェア	729	687
ソフトウェア仮勘定	120	87
その他	12	12
無形固定資産合計	863	787
投資その他の資産		
投資有価証券	672	614
関係会社株式	4,661	4,851
長期前払費用	363	446
繰延税金資産	559	747
差入保証金	948	1,084
その他	96	61
投資その他の資産合計	7,302	7,805
固定資産合計	8,953	9,371
資産合計	24,861	29,178

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 5,445	※1 8,087
短期借入金	※1,※2 1,100	※1,※2 1,150
1年内返済予定の長期借入金	※3 24	—
リース債務	63	70
未払金	※1 735	※1 969
未払費用	238	185
未払法人税等	423	529
前受金	1,060	1,158
預り金	16	20
賞与引当金	640	778
受注損失引当金	41	198
瑕疵補修引当金	0	1
その他	149	47
流動負債合計	9,939	13,197
固定負債		
リース債務	234	169
長期前受金	393	365
資産除去債務	195	223
その他	※1 138	※1 131
固定負債合計	962	889
負債合計	10,902	14,087
純資産の部		
株主資本		
資本金	995	1,176
資本剰余金		
資本準備金	1,073	1,254
資本剰余金合計	1,073	1,254
利益剰余金		
利益準備金	5	5
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,307	14,037
利益剰余金合計	13,313	14,043
自己株式	△1,568	△1,568
株主資本合計	13,814	14,905
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△12	△17
評価・換算差額等合計	△12	△17
新株予約権	157	202
純資産合計	13,959	15,090
負債純資産合計	24,861	29,178

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
売上高	※1	44,734	※1	52,220
売上原価	※1	39,528	※1	46,359
売上総利益		5,206		5,861
販売費及び一般管理費	※1,※2	3,512	※1,※2	3,894
営業利益		1,693		1,967
営業外収益				
受取利息及び受取配当金	※1	53	※1	1
保険配当金		5		2
リベート収入		—		1
開発支援金		—		1
確定拠出年金返還金		3		1
補助金収入		12		—
雑収入	※1	4		2
営業外収益合計		79		11
営業外費用				
支払利息	※1	10	※1	7
投資事業組合運用損		3		2
為替差損		7		7
雑損失		1		0
営業外費用合計		21		17
経常利益		1,750		1,960
特別利益				
新株予約権戻入益		—		5
投資有価証券売却益		92		—
特別利益合計		92		5
特別損失				
投資有価証券評価損		—		48
特別損失合計		—		48
税引前当期純利益		1,843		1,917
法人税、住民税及び事業税		652		776
法人税等調整額		△58		△185
法人税等合計		594		590
当期純利益		1,249		1,327

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	885	963	963	5	12,355	12,361	△1,230	12,978	
当期変動額									
新株の発行	110	110	110	—	—	—	—	220	
剰余金の配当	—	—	—	—	△296	△296	—	△296	
当期純利益	—	—	—	—	1,249	1,249	—	1,249	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△337	△337	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	110	110	110	—	952	952	△337	835	
当期末残高	995	1,073	1,073	5	13,307	13,313	△1,568	13,814	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4	4	119	13,103
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	220
剰余金の配当	—	—	—	△296
当期純利益	—	—	—	1,249
自己株式の取得	—	—	—	△337
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△16	△16	37	20
当期変動額合計	△16	△16	37	856
当期末残高	△12	△12	157	13,959

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	995	1,073	1,073	5	13,307	13,313	△1,568	13,814	
当期変動額									
新株の発行	180	180	180	—	—	—	—	361	
剰余金の配当	—	—	—	—	△597	△597	—	△597	
当期純利益	—	—	—	—	1,327	1,327	—	1,327	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	180	180	180	—	729	729	△0	1,090	
当期末残高	1,176	1,254	1,254	5	14,037	14,043	△1,568	14,905	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△12	△12	157	13,959
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	361
剰余金の配当	—	—	—	△597
当期純利益	—	—	—	1,327
自己株式の取得	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4	△4	45	40
当期変動額合計	△4	△4	45	1,130
当期末残高	△17	△17	202	15,090

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。

(4) 瑕疵補修引当金

受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ECサービスにおける収益の計上基準

- (1) 販売の都度ライセンスキーが発行されるもの 出荷基準
- (2) 継続サービスの契約更新処理によるもの 更新処理日基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- (2) その他の工事
工事完成基準

5. その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度まで「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「確定拠出年金返還金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して表示しております。なお、前事業年度の「確定拠出年金返還金」は3百万円であります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	2,074百万円	3,855百万円
短期金銭債務	1,444	1,406
長期金銭債務	138	131

※2

(1) 当社は、M-SOLUTIONS㈱と極度貸付契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
借入限度額	250百万円	400百万円
当期末借入残高	—	200
借入未実行残高(差引額)	250	200

なお、上記極度貸付契約においては、個別に審査され借入額が決定されるため、必ずしも全額が貸付実行されるものではありません。

(2) 当社は、フロントワークス㈱と極度貸付契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
借入限度額	2,000百万円	2,000百万円
当期末借入残高	1,100	950
借入未実行残高(差引額)	900	1,050

なお、上記極度貸付契約においては、個別に審査され借入額が決定されるため、必ずしも全額が貸付実行されるものではありません。

※3 財務制限条項

前事業年度(2019年3月31日)

借入金のうち、㈱みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高24百万円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

(1) 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(2) 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

当事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	5,617百万円	9,693百万円
仕入高	875	936
販売費及び一般管理費	199	124
営業取引以外の取引高	12	2

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度51%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	1,075百万円	1,174百万円
賞与引当金繰入額	145	226
有形固定資産減価償却費	146	135
無形固定資産減価償却費	87	61

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は4,851百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4,661百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	31百万円	38百万円
未払事業所税	5	5
賞与引当金	170	209
受注損失引当金	15	64
未払社会保険料	25	29
未払家賃	59	55
投資有価証券評価損	139	154
減価償却超過額	58	122
資産除去債務	61	68
その他有価証券評価差額金	5	7
その他	16	24
繰延税金資産合計	589	780
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△29	△33
繰延税金負債合計	△29	△33
繰延税金資産の純額	559	747

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9	
住民税均等割	0.4	
株式報酬費用	1.2	
その他	0.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.2	

(重要な後発事象)

(株式取得による買収)

当社は、2020年6月26日付で、(株)電縁及びその完全子会社であるアイ・オーシステムインテグレーション(株)を子会社化することについて決議致しました。

詳細につきましては、連結財務諸表注記事項(重要な後発事象)をご参照ください。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	310	54	1	43	320	355
	工具、器具及び備品	477	134	2	152	457	1,034
	計	788	189	3	196	777	1,390
無形固定資産	ソフトウェア	729	349	6	385	687	—
	ソフトウェア仮勘定	120	42	75	—	87	—
	その他	12	0	—	0	12	—
	計	863	393	82	386	787	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容		金額
建物	増加	新規オフィス開設に伴う造作物等の購入	27百万円
器具及び備品	増加	従業員用PCの購入	43百万円
ソフトウェア	増加	運用監視システムリプレイス	37百万円
		社内VDIシステムリプレイス	36百万円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	0	0	0	0
賞与引当金	640	778	640	778
受注損失引当金	41	198	41	198
瑕疵補修引当金	0	1	0	1

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 売渡し	(注1、2)
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行(株)
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.softbanktech.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(2004年6月9日 法律第88条)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、ソフトバンクグループジャパン(株)であります。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第31期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月17日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月17日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第32期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月13日関東財務局長に提出

第32期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月13日関東財務局長に提出

第32期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

2019年7月3日関東財務局長へ提出

譲渡制限付株式報酬制度としての新株発行に係る有価証券届出書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

SBテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 貴 史 ⑩

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBテクノロジー株式会社（旧会社名 ソフトバンク・テクノロジー株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBテクノロジー株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、SBテクノロジー株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、SBテクノロジー株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

SBテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 貴 史 ⑩

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBテクノロジー株式会社（旧会社名 ソフトバンク・テクノロジー株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBテクノロジー株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【会社名】 SBテクノロジー株式会社
(旧会社名 ソフトバンク・テクノロジー株式会社)

【英訳名】 SB Technology Corp.
(旧英訳名 SoftBank Technology Corp.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 阿多 親市

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 阿多親市は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

なお、連結子会社8社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	SBテクノロジー株式会社 (旧会社名 ソフトバンク・テクノロジー株式会社)
【英訳名】	SB Technology Corp. (旧英訳名 SoftBank Technology Corp.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 阿多 親市
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 阿多親市は、当社の第32期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。